

巻末資料

○大雪に対する防災力の向上方策検討について	1
○豪雪地帯対策特別措置法	7
○豪雪地帯対策特別措置法の仕組み	19
○豪雪地帯対策基本計画（平成18年11月14日閣議決定）	20
○中央防災会議「防災基本計画」（抄）（平成20年2月）	29
○「降積雪期における防災態勢の強化について」（平成22年12月13日中央防災会議通知）	48
○「今冬期の大雪等への対応について」（平成23年1月21日今冬期の大雪等への対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）	49
○「今冬期の大雪等への対応について」（平成23年2月1日大雪等及び新燃岳噴火に関する関係閣僚会議決定）	55
○「除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について（通知）」（平成23年2月2日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長）	56
○克雪住宅の普及促進	60
○空き家再生等推進事業	61
○内閣府（災害予防担当）「寒冷環境下における防災ボランティア活動の安全衛生に関する情報・ヒント集」（平成21年2月5日バージョン）	63
○災害救助法関係	79
○顕著な災害を起こした自然現象に対する命名の考え方及び名称の付け方	80
○農林水産業支援関係	81
（・農林漁業セーフティネット資金の概要、・農林水産業共同利用施設災害復旧事業の概要、・漁船損害等補償制度の概要、・漁業共済補償制度の概要、・漁業近代化資金の概要、・小型漁船に対する激甚災害の措置関係条項等、・大雪・波浪等による漁船被害状況、・激甚災害法第11条のこれまでの適用状況）	

大雪に対する防災力の向上方策の検討について

1 背景・目的

今冬期は、豪雪地帯を中心に、犠牲者 131 名（H23. 3. 31 時点）を出すなど雪害は「平成 18 年豪雪」に迫る状況。犠牲者は、屋根の雪下ろし等除雪作業中、高齢者に多い点も「平成 18 年豪雪」と同様。住居とともに、重要な産業である農林水産業の被害や道路除雪も大きな課題。

除雪の問題は、根本的には豪雪地帯の高齢化、過疎化、除雪の重要な担い手である建設業者等の減少等地域防災力の低下に起因するものと思慮。こうした傾向が進展するという前提で雪害対策について検討が必要。さらに、豪雪は、不定期に発生しており、事前準備も含め教訓の継承が必ずしも十分ではない面もあると思慮。

以上のことから、今回の豪雪災害の詳細分析を行い、その対策について

- ・国や地方公共団体の果たすべき役割、
- ・地域の防災力向上方策

等について、学識経験者・関係機関・地方公共団体等と連携し、検討の場を設置し、豪雪地帯の雪害対策について、次の降雪期前までにまとめることとする。

2 検討の流れ・検討項目

(1) 豪雪地帯の地域防災力等の実態把握

(例)

- ・高齢化、過疎化状況、除雪担い手の状況、財政状況（補正予算等）等
- ・国、都道府県、広域の支援状況 等
- ・地域防災力向上に関する先進的な取組事例の抽出

(2) 今冬期の雪害状況、課題の抽出

(例)

- ・屋根の雪下ろし等除雪中の被害状況
- ・重要な産業である農林水産業の被害状況、住居の除雪（空き家も含む） 等
- ・災害救助法の指定状況、特別交付税措置状況 等
- ・ボランティアの支援状況、自衛隊の派遣状況 等

(3) 上記を踏まえ、以下の項目を検討

- ・除雪事故防止のための安全対策（「雪処理に係る事故による犠牲者ゼロのための地域の防災力向上に向けて提言」（H21.3）における対策等のフォローアップ等）
- ・地域防災力の向上方策
- ・公的支援のあり方
- ・その他

3 構成メンバー

（有識者）

（座長） 中林 一樹	明治大学大学院政治経済学研究科特任教授
大平 悦子	新潟県魚沼市市長
岡野谷 純	特定非営利活動法人日本ファーストエイドソサエティ代表
上村 靖司	長岡技術科学大学機械系准教授
佐々木孝之	山形県生活環境部危機管理・くらし安心局長
佐藤 威	独立行政法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センター長
島田 茂樹	長野県栄村村長
沼野 夏生	東北工業大学工学部建築学科教授
福与 徳文	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所農村基盤研究領域上席研究員

（関係府省庁）

内閣府、国土交通省

警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、気象庁、防衛省

（事務処理）

検討会に関する事務は、内閣府政策統括官（防災担当）及び国土交通省国土政策局で構成し、主務を内閣府政策統括官（防災担当）が務める。

4 スケジュール

■ 9月30日【第1回検討会：今冬期の雪害の概要と課題の洗い出し】

■ 11月4日【第2回検討会：課題に対する対策の検討】

■ 12月2日【第3回検討会：提言中間とりまとめ（案）の検討】

昨冬期の雪害状況（1）

〈特徴〉

- 12月終わってから1月末にかけては強い寒気が断続的に日本付近へ流れ込んだため、ほぼ全国で気温が低く日本海側では広い範囲で大雪になった。この影響で、西日本では冬の降雪量が多かった。
- 冬型の気圧配置が長続きして気温の低い時期と、寒気の影響が弱く気温の高い時期との対照が、全国的に明瞭だった。特に12月前半と2月後半は日本付近へ強い寒気が流れ込むことがほとんどなく、全国的に暖かかった。北・東日本では3年連続で冬の気温が高くなった。

〈概況〉

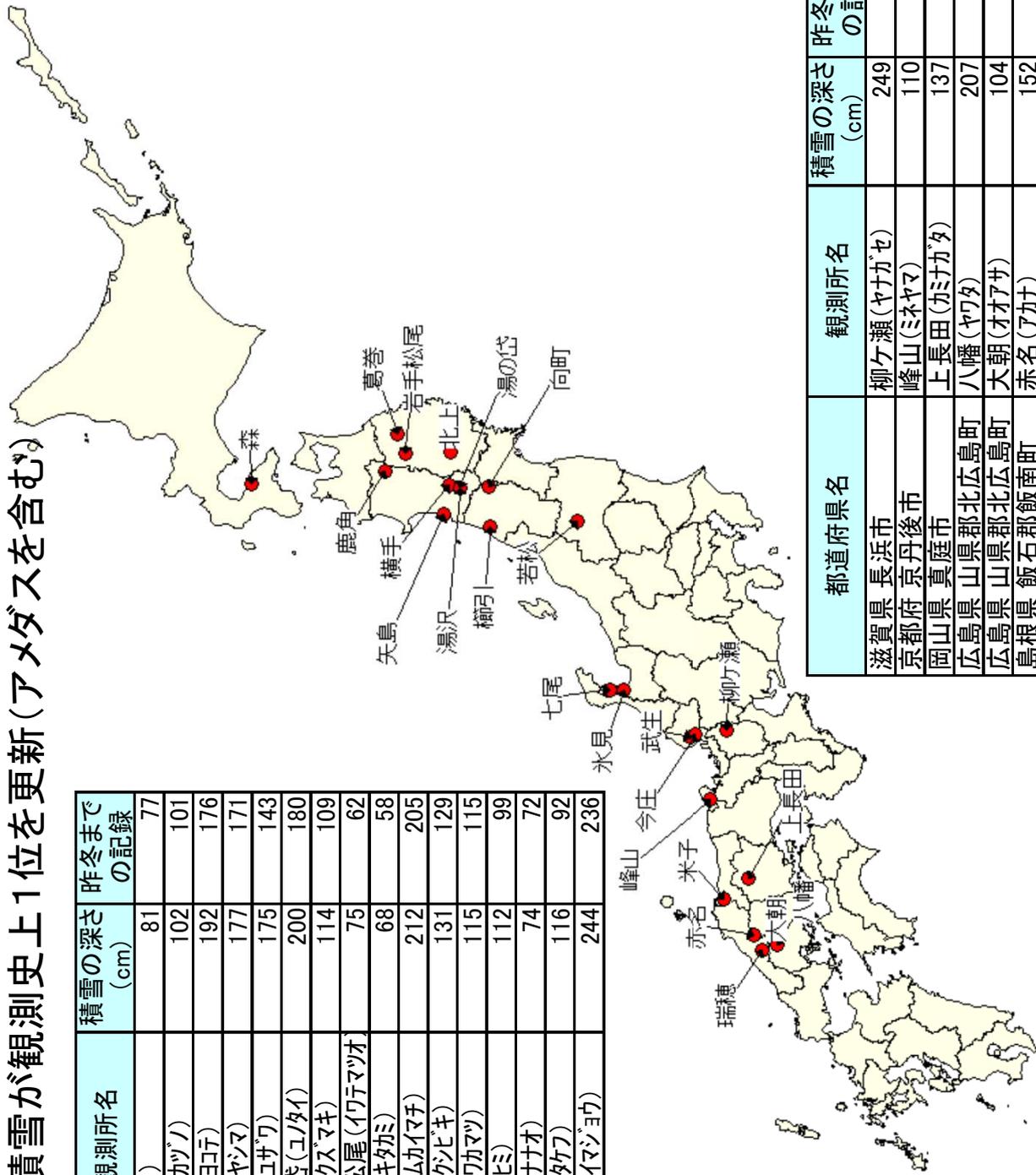
- 日本付近に強い寒気が断続的に流れ込んだ12月終わってから1月末にかけては、山沿いでは3メートルを超える積雪の所もあったほか、**アメダスを含む22地点(注)で積雪の深さが観測史上1位を更新**するなど、日本海側の広い範囲で降雪量が多くなった。
- なお、北・東日本日本海側では、12月終わってから1月末にかけては広く大雪になったが、平年の降雪量が多い2月が顕著な少雪だったため、冬の降雪量は北日本日本海側では少なく東日本日本海側でも平年並にとどまった。

出典：気象庁報道発表資料「冬(12～2月)の天候」(平成23年3月1日)抜粋
(注) 22地点については次頁参照

昨冬期の雪害状況（2）

○ 22地点で最大積雪が観測史上1位を更新(アメダスを含む)

都道府県名	観測所名	積雪の深さ (cm)	昨冬まで の記録
北海道	茅部郡森町	森(モリ)	77
秋田県	鹿角市	鹿角(カヅノ)	101
秋田県	横手市	横手(ヨコテ)	176
秋田県	由利本荘市	矢島(ヤマ)	171
秋田県	湯沢市	湯沢(ユザワ)	143
秋田県	湯沢市	湯の岱(ユノダイ)	180
岩手県	岩手郡葛巻町	葛巻(カスマキ)	109
岩手県	八幡平市	岩手松尾(イワテマツオ)	62
岩手県	北上市	北上(キタミ)	58
山形県	最上郡最上町	向町(ムカイマチ)	205
山形県	鶴岡市	榎引(エノヒキ)	129
福島県	会津若松市	若松(ワカマツ)	115
富山県	氷見市	氷見(ヒミ)	99
石川県	七尾市	七尾(ナナオ)	72
福井県	越前市	武生(タケノ)	92
福井県	南条郡南越前町	今庄(イマシヨウ)	236

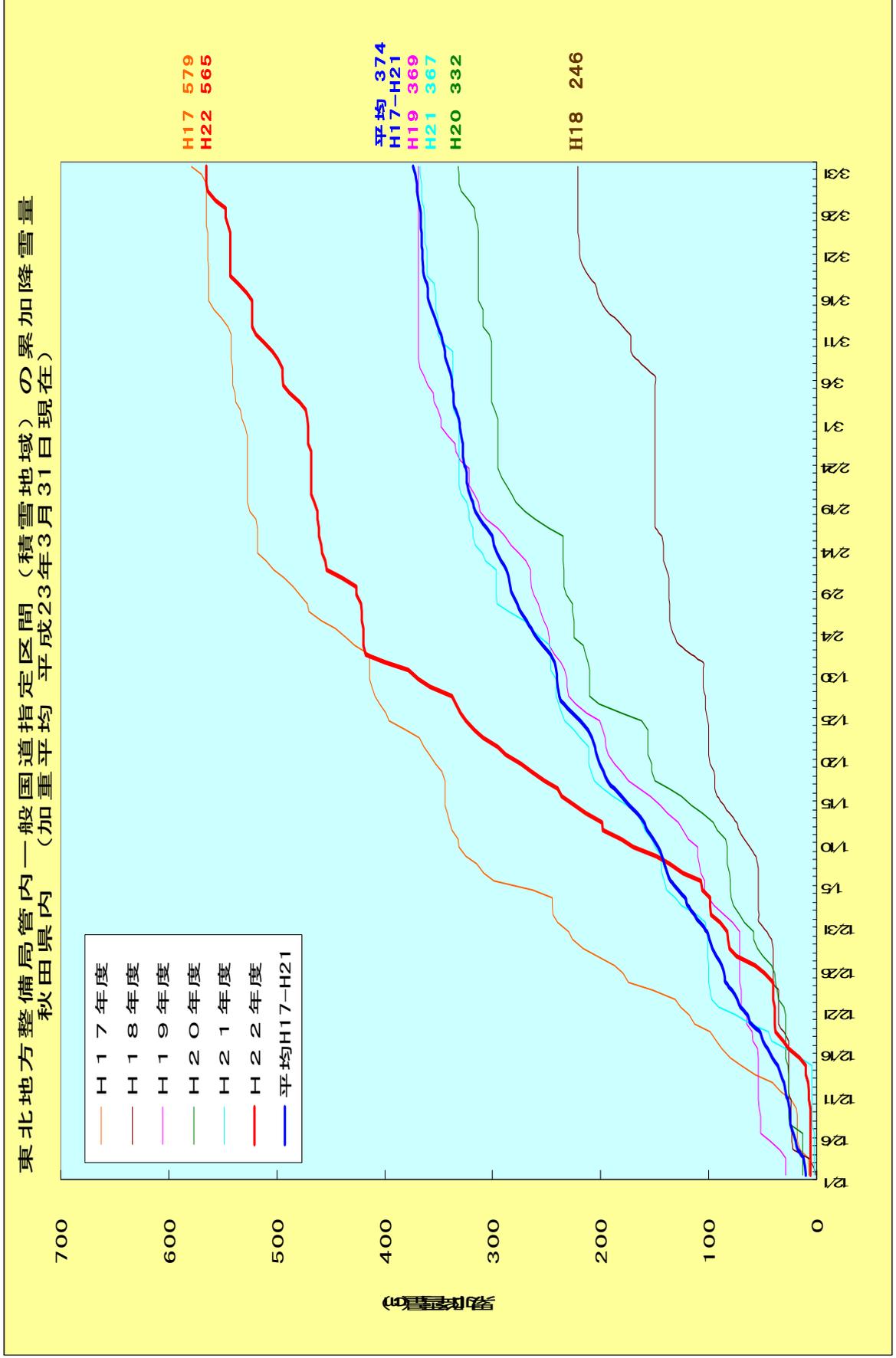


都道府県名	観測所名	積雪の深さ (cm)	昨冬まで の記録
滋賀県	長浜市	柳ヶ瀬(ヤナガセ)	249
京都府	京丹後市	峰山(ミネヤマ)	110
岡山県	真庭市	上長田(カミカタ)	137
広島県	山県郡北広島町	八幡(ヤハタ)	207
広島県	山県郡北広島町	大朝(オオアサ)	104
島根県	飯石郡飯南町	赤名(アカナ)	152
島根県	邑智郡邑南町	瑞穂(ミズホ)	91
鳥取県	米子市	米子(ヨナゴ)	89

出典：気象庁報道発表資料「冬(12～2月)の天候」(平成23年3月1日)

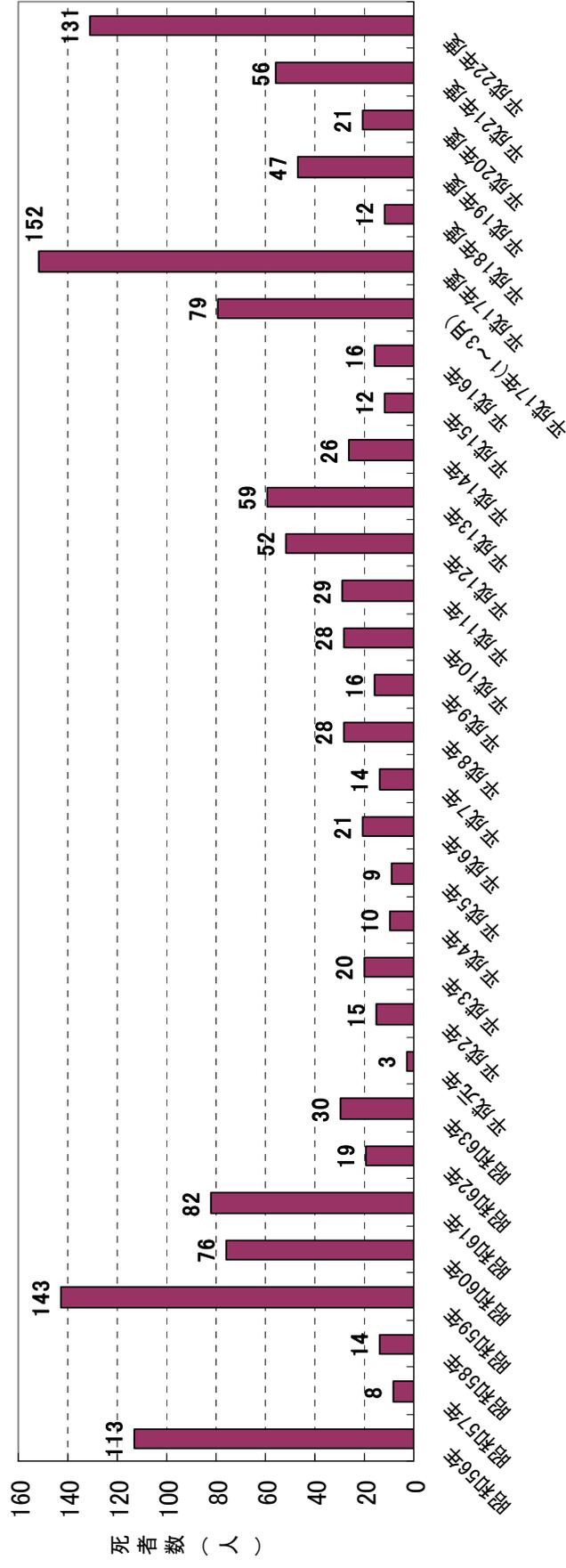
平成18年豪雪と昨冬期の比較

○ 平成18年豪雪と比べて、短期間で降雪が目立つ



人的被害の発生状況

【昨冬の雪による死者数の推移】



(備考) 消防庁資料、及び豪雪地帯基礎調査等(都市・地域整備局地方振興課)による。

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年四月五日法律第七十三号）

最終改正：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

（目的）

第一条 この法律は、積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

（豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定）

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従つて、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、豪雪地帯又は特別豪雪地帯の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（豪雪地帯対策基本計画の樹立）

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策（以下「豪雪地帯対策」という。）の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示するとともに、関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、基本計画を変更しようとする場合について準用する。

（基本計画の内容）

第四条 基本計画には、次に掲げる事項について、それぞれその基本的なものを定めるものとする。

- 一 積雪期における交通及び通信を確保するために必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 二 農業及び林業に係る雪害の防除その他農業及び林業の生産条件の整備に関する事

項

三 豪雪地帯の特殊事情に即応する教育施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備に関する事項

四 雪害を防除するために必要な国土保全施設の整備に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯対策に関する重要事項で政令で定めるもの

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本計画を定めるに当たっては、特別豪雪地帯につき、住民の生活水準の維持改善に関し必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

(国土審議会の調査審議等)

第五条 国土審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

一 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定に関する事項

二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項

三 豪雪地帯に適応する産業の振興に関する事項

四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項

五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項

2 国土審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(道府県豪雪地帯対策基本計画)

第六条 地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村長の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画(以下「道府県計画」という。)を定めることができる。

2 道府県計画には、道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次に掲げる事項を定めるものとする。

一 交通及び通信の確保に関する事項

二 農林業、商工業その他の産業の振興に関する事項

三 生活環境施設の整備に関する事項

四 国土保全施設の整備に関する事項

五 雪害の防除等に関する調査研究及び降積雪に係る情報の収集等の体制の整備に関する事項

六 除排雪についての住民の協力体制の整備及び地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、道府県計画には、豪雪地帯の振興の基本的方針に関する事項を定めるよう努めるものとする。

4 道府県計画は、基本計画に適合するとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、

その活性化に資するよう定めるものとする。

5 道府県知事は、道府県計画を定めたときは、速やかに、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣にこれを提出しなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定により道府県計画の提出があつた場合においては、速やかに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第一項及び前三項の規定は、道府県計画の変更について準用する。

8 政府は、豪雪地帯において施策を講ずるに当たっては、道府県計画を尊重するものとする。

(住民の責務)

第七条 住民は、国及び地方公共団体が実施する豪雪地帯対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第八条 削除

(事業の実施)

第九条 基本計画及び道府県計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(事業計画の作成及び調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施についてその所掌する事項に関し事業計画を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

(財政上の措置)

第十一条 国は、財政の許す範囲内において、基本計画の実施を促進するよう努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第十一条の二 地方公共団体が基本計画及び道府県計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十一条の三 国は、基本計画及び道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(関係機関等の協力)

第十二条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び道府県計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

(助言及び調査)

第十二条の二 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、道府県計画の実施に関し必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

(工事の早期着手等についての配慮)

第十三条 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、早期に工事に着手することができるようにする等基本計画及び道府県計画に基づく事業の効率的な実施について特別の配慮をするものとする。

(克雪住宅の普及促進)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、克雪住宅（融雪等の措置が講じられた住宅をいう。）の普及が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(快適で魅力ある地域社会の形成)

第十三条の三 国は、豪雪地帯における快適で魅力ある地域社会の形成に資するため、積雪期における住民の健康増進及び交流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融雪のための利用の促進等が円滑に図られるよう適切な配慮をするものとする。

(豪雪地帯に適した産業の育成等)

第十三条の四 国及び地方公共団体は、豪雪地帯に適した産業の育成を図り、雪を資源として活用するための利雪に関する試験研究の体制の整備及び研究開発の成果の普及を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(総合的な雪情報システムの構築)

第十三条の五 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における住民の生活その他豪雪地帯における諸活動の安全性及び利便性の向上等に資するため、雪に関連する多様な情報を適切かつ迅速に提供する総合的な情報システムの構築が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の改築については、昭和四十七年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に限り、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

- 2 道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行なうものとする。この場合において、道府県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事が行なう。
- 3 第一項の規定により道府県が行なう基幹道路の改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該道府県が負担する。
- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を道府県道とみなす。

- 5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下「負担特例法」という。）第二条第一項 に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項 に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法 の規定を適用する。
- 6 北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が負担特例法第二条第一項 に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
 - 一 北海道の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合を北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項 及び第二項 の規定により算定した国の負担割合
 - 二 北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合
(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）又は改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては三分の二（昭和六十年年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五）とし、平成五年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

- 一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の分校の校舎及び屋内運動場（へき地学校（へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条 に規定するへき地学校をいう。）にあつては当該学校に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を含む。）の新築若しくは増築又はこれらの施設で構造上危険な状態にあるものの改築

二 積雪による通学の困難を緩和するための公立の中等教育学校の前期課程の寄宿舎の新築若しくは増築又は公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程の寄宿舎で構造上危険な状態にあるものの改築

2 国は、前項各号に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、平成十八年度から平成二十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築

二 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員
の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築

（国の負担割合の特例）

第十六条 前二条に定めるもののほか、基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるときは、当該事業に要する経費に係る国の負担割合について、別に法律で定めるところにより、特例を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四五年一二月二六日法律第一四四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四六年六月七日法律第一〇四号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十四条及び第十五条の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄
(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日
 - 二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則 (昭和五七年三月三十一日法律第二四号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号) 抄
(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年の度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担の(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十年以前年度の事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の度の特例に係るものにあつては、昭和六十

三年度。以下この項において同じ。) 以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年以前年度の事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄
(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の平成元年度及び平成二年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は補助(昭和六十三年以前年度の事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成元年度及び平成二年度における事務又は事業の実施により平成三年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年以前年度の事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 附 則 (平成三年三月三〇日法律第一五号)
- 1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。
 - 2 この法律(第十一条及び第十九条の規定を除く。)による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特例に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度及び平成四年度(平成三年度の特例に係るものにあつては平成三年度とする。以下この項におい

て同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度の支出される国の負担及び平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成三年度及び平成四年度における事務又は事業の実施により平成五年度(平成三年度の特例に係るものにあつては平成四年度とする。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成四年三月三十一日法律第一三号)
(施行期日等)

- 1 この法律は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の豪雪地帯対策特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定中平成四年度の特例に係る部分は、平成四年度の予算に係る国の負担又は補助(平成三年度以前の年度における事業の実施により平成四年度以降の年度に支出される国の負担及び平成三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成四年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成四年度における事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成三年度以前の年度における事業の実施により平成四年度以降の年度に支出される国の負担、平成三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成四年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成四年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成五年三月三十一日法律第八号) 抄
(施行期日等)

- 1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この法律(第十一条及び第二十条の規定を除く。)による改正後の法律の規定は、平成

五年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年三月三十一日法律第一二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日法律第一八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置）

第三条 第三条から第十四条まで及び附則第五条から第七条までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助（第十五条第一号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第二条第一項及び第三条第一項並びに附則第四項並びに第十五条第二号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第三条第一項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。）及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- 二 産業教育振興法
- 三 学校給食法
- 四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律
- 五 スポーツ振興法
- 六 へき地教育振興法
- 七 離島振興法

- 八 豪雪地帯対策特別措置法
- 九 過疎地域自立促進特別措置法
- 十 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- 十一 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 十二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- 十三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
- 十四 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）
- 十五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

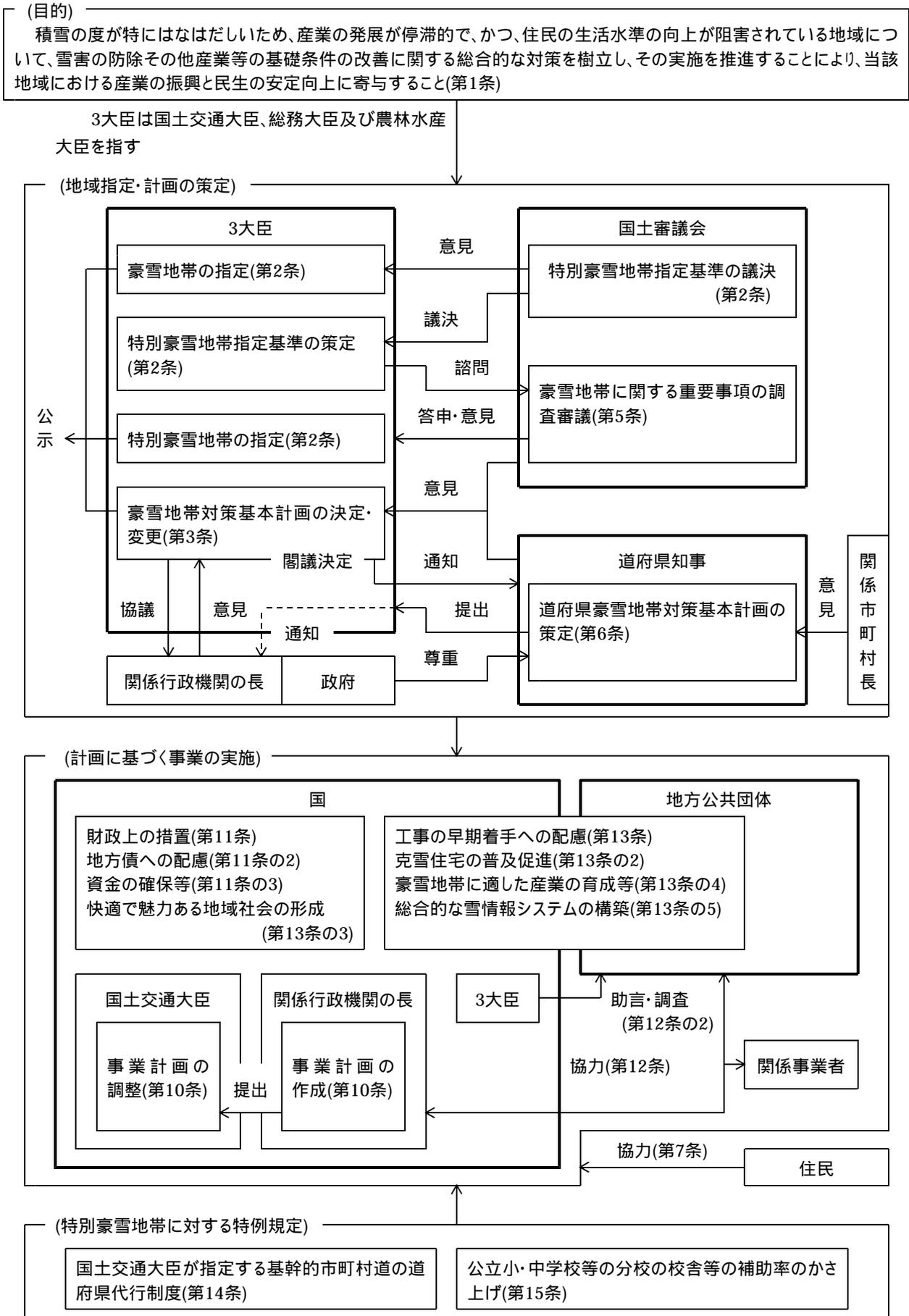
（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

豪雪地帯対策特別措置法の仕組み



豪雪地帯対策基本計画（平成18年11月14日閣議決定）

1 基本計画の目的

豪雪地帯は、国土の約51%に及ぶ広大な面積を占め、また、総人口の約16%を擁し、我が国の経済社会において重要な地位を占めているが、毎年の恒常的な降雪量によって、住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害されてきた。近年は、道路の除雪を始め、各般の施策が総合的、計画的に推進され、雪による障害は軽減されてきているが、約20年振りの豪雪となった平成18年豪雪では、高齢者を中心に雪処理中の方の事故が相次ぎ、死者152名の人的被害が発生したほか、雪崩の発生等による集落の孤立が生じるなど大規模な雪害が発生した。特に、特別豪雪地帯においては、若年層を中心とした人口の流出や高齢化の進行により、集落内の生活道路の除排雪等や屋根の雪下ろし等の担い手が絶対的に不足する等、冬期における住民の生活に著しい支障をきたしている地域が増えている。

他方、豪雪地帯は、豊かな土地、水資源、優れた自然環境等に恵まれており、我が国にとつての食料の供給地ともなっているが、これらを今後、更に有効に活用し、新たな産業の振興に取り組むとともに、雪と親しみ、雪と共生した雪国ならではの文化を創造し、交流や定住の場として魅力ある地域社会の形成に努め、雪国の特性を生かして、海外を含めた交流と連携を推進することが、今後の均衡ある国土の発展と持続可能で世界に開かれた活力ある地域づくりに不可欠な課題である。

このような観点から、豪雪地帯においては、環境の保全に配慮しつつ、今後一層の雪害対策の充実を図るとともに、雪を資源として積極的に活用し、雪国の特性に応じた豊かな地域づくりを進めることが重要である。

このため、本計画は、特別豪雪地帯に特に配慮を払いつつ、豪雪地帯における雪害の防除に積極的に努めるとともに、交通の確保、積雪により劣っている産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善を図り、併せて雪のもたらす各種資源の利活用や地域の特性を生かした多様な主体の参加と連携による地域づくりの推進に努めるなど、総合的な豪雪地帯対策を実施し、地域経済の発展と住民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 基本計画の性格

本計画は、豪雪地帯における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関する恒久的な諸対策の基本となるべきものである。したがって、本計画は、豪雪地帯における治山、治水、交通、通信、農林業等の産業の振興、生活環境等に関する長期計画に反映され、その他のあらゆる施策を行うに当たって尊重されなければならない。

3 基本計画の重点

本計画は、次の諸点に重点を置いて推進を図る。

第1に、積雪期においても、円滑な産業活動や快適な生活を実現する上で、基幹的な役割を果たす交通、通信について、その安全性、円滑性の確保及び高度化を図るため、これに必要な施設等の整備・拡充に努める。

第2に、雪国の特性を生かしつつ、産業の振興を総合的に推進し、活力ある地域づく

りを進めるため、これに必要な産業の基礎条件等の整備・改善に努める。

第3に、雪に強く、安全で快適な地域づくりを進めるため、これに必要な医療施設、教育施設等の生活環境施設の総合的な整備・拡充に努める。

第4に、雪による災害を防止し、安全な国土の形成を図るため、これに必要な治山、治水等による国土保全施設の総合的な整備・拡充に努める。また、環境の保全を図るため、環境に配慮した施策の推進に努める。

第5に、豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に推進するため、これに必要な克雪や利雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に努める。

4 基本計画の内容

1 豪雪地帯に関する事項

(1) 交通、通信等の確保に関する事項

豪雪地帯における地域相互間あるいは非豪雪地帯との間の交流と連携を図り、活力ある経済社会を構築するための基礎的基盤として、交通、通信の果たす役割は極めて重要である。また、高速交通機関の整備に伴う交流圏の拡大、高齢化の進展や女性の社会参加の拡大等、社会情勢も大きく変化していることから、これらに対応した交通・通信体系の整備が望まれている。

このような状況に対処し、冬期の安全で快適な交通を確保するため、高規格幹線道路、高速鉄道、空港等の高速交通や通学路、福祉施設周辺等の歩行空間などの交通基盤の整備を推進するとともに、除排雪、防雪対策及び消融雪を適切に実施するほか、防雪施設等の維持・保全及び交通安全施設整備の充実を図る。

また、生活の利便性の向上、産業振興等の観点から、情報通信の高度化へ向けた基盤整備を推進する。

ア 道路交通の確保

(道路整備)

(ア) 冬期においても安全で円滑な道路交通の確保を図るとともに、地域間の交流と連携を促進するため、日常生活の基盤となる主要な市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網の整備を計画的に推進する。

(イ) これらの路線の新設や改築に当たっては、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除や除雪作業を考慮した路線の計画選定を行う。道路の設計においては、降積雪や沿道の状況に応じて、横断面構成、線形、附属物、堆雪スペース等について十分に配慮を加え、雪害が少なく、除雪作業が容易な道路網の形成を図る。特に迂回路のない生命線道路について、道路の雪害対策や改良等により、安定した冬期の道路交通の確保に努める。また、舗装の拡充及び路面維持の向上に努める。

(除雪体制の整備等)

(ウ) これらの路線においては、各道路管理者間で整合性のとれた除雪体制（除雪機械、人員及び施設）の整備・強化を図り、除雪事業の効率的な実施に努める。

また、除雪作業の一層の効率化等のため、道路管理者等関係機関相互の情報共

有の強化を図ることとし、豪雪時においては、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に設置し、道路交通の確保に努める。また、ITS（高度道路交通システム）技術の導入を推進するとともに、気象や路面状況の監視・予測システムの整備、道路環境に適した除雪機械の性能向上や工法の開発・普及を図る。

(防雪施設の整備)

(エ) 道路防災総点検に基づき、雪崩予防柵、雪崩防護柵、スノーシェット等の整備を図る。また、地ふぶきにより掘程の確保ができなくなる区間については、防雪柵等の整備を図る。

さらに、これらの防雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。

(凍雪害の防止と消融雪施設の整備等)

(オ) 凍上、融雪による路盤の破壊を防止するため、路盤改良や排水施設の整備を図る。

また、除雪効果を増大させるため、流雪溝の整備を推進するとともに、市街地等の除排雪の困難な箇所等においては、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を図る。

さらに、スパイクタイヤの使用規制に伴う冬期道路交通の安全性を確保するため、凍結防止剤の効果的散布、消融雪施設の重点的な整備を図る。

なお、これらの消融雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。

(歩道除雪の推進)

(カ) 効率的な歩道除雪を推進するため、住民が使いやすい歩道除雪機械や工法の研究・開発を行い、住民協力の下に積雪期においても安全な歩行空間の確保に努める。特に、中心市街地や横断歩道周辺、通学路、医療・福祉施設周辺等における歩行空間の確保を図るため、歩道除雪、消融雪施設の整備を推進する。

(市街地における道路交通の確保)

(キ) 市街地においては、都市計画事業等の推進により、広幅員道路等除排雪の容易な道路網の整備を行うとともに、雪捨て場の確保を図る。また、地域の状況に応じ、日常生活道路を含めて、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の面的な整備を行うとともに、住民協力の下に除排雪事業を円滑に実施し、積雪期における都市機能の維持に努める。さらに、これら施設整備と除排雪作業の充実に総合的に進め、冬期歩行者空間の確保を図る冬期バリアフリー対策を推進する。

(ク) 市街地の主要道路については、電線共同溝等の整備により電線類の地中化を積極的に推進するとともに、植樹帯、道路標識、その他道路占有物件等については、除雪作業にも配慮して設置する。

(集落内における道路交通の確保)

(ケ) 集落内の日常生活道路については、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を行い、住民協力の下に道路交通の確保を図る。集落内の道路除雪が困難な地区においては、冬期の共同駐車場の整備を推進する。

(交通安全施設の整備等)

(コ) 安全で円滑な交通を確保するため、降積雪状況や道路交通状況に関する情報を道路利用者への確かつ迅速に提供するVICS（道路交通情報通信システム）、UTMS（新交通管理システム）等のITS（高度道路交通システム）の整備・拡充に努める。

また、降積雪時においても見やすい縦型信号機、道路標識等の交通安全施設の整備を推進する。

さらに、凍結路面においても制動性と操舵性の高い安全なタイヤや車両の開発・普及に努める。

(住民に対する啓発等)

(サ) 除排雪作業を円滑に行うため、放置車両等の防止について地域住民等に対する啓発に努めるとともに、除排雪作業状況を的確に伝達する体制の整備を図る。また、運転者に対する雪道安全運転教育に努める。

イ 鉄道・軌道交通の確保

(除雪体制等の強化)

(ア) 積雪期における円滑な鉄軌道の運行を確保するため、除雪体制（除雪車両、除雪機械、人員及び施設）の整備・拡充を図る。また、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除又は軽減のため、流雪溝、雪崩防止さく等の防除雪施設の整備、運行車両の防雪化及び電力供給施設等の防雪対策の推進を図る。

(転てつ機、踏切道等の融雪施設の整備)

(イ) 転てつ機等の凍結害を防止するため、消雪・凍結防止施設を整備する。また、踏切部分に消雪施設等の整備を行い、踏切事故防止を図る。さらに、CTC（列車集中制御装置）等の運行システム、通信施設、保安施設等の機能強化を推進し、積雪期においても安全で円滑な列車運行を図る。

ウ 船舶・航空機による交通の確保

(船舶による交通の確保)

(ア) 冬期においても安定的な海上輸送を確保するため、岸壁、荷揚施設等の整備を図るとともに、静穏度を確保するための防波堤の整備を図る。また、自然条件等を勘案して必要な機能を備えた航路標識を整備し、冬期の船舶の航行の安全を図る。

半島等沿岸域等で、陸上輸送路が限られ、海上輸送が有効な沿岸地域においては、陸上交通のみならず、海上輸送による代替輸送を確保する。

(航空機による交通の確保)

(イ) 航空機による交通への需要の高まりに対応し、安全で確実な輸送を確保するため、滑走路の拡張等による一般空港、ヘリポート等の整備及び航空保安施設の整備を図るとともに、空港の滑走路、誘導路やエプロン等の除雪体制の整備・拡充を図る。

エ バスによる交通の確保

バス路線道路の整備や除雪体制の強化による路線の確保とともに、車両無線やバス路線総合管理システムの整備による車両の運行管理の充実に努める。また、バス停留所の耐雪化、ターミナルの整備、バス運行情報提供システムの導入等により、積雪期においても快適で、安定したバス利用の確保に努めるとともに、地方生活バス路線については、その運行維持に努める。また、乗合タクシーなど、地域の実情に応じた新たな交通サービスの導入促進に努める。

さらに、各交通機関の有機連携の強化を図るため、乗換ターミナルを整備するとともに、総合的情報提供システムの導入を図る。

オ 通信及び情報の確保

(情報の確保)

(ア) 雪害を防止し、通信機能の確保を図るため、通信線路の地下ケーブル化、着雪防止工法の採用、重要ルートの上二重化等による通信施設の整備を推進する。

また、災害復旧体制の整備・強化に努めるとともに、防災行政無線等の整備・拡充を図り、災害時の連絡体制の確保に努める。さらに、郵便物については、その集配度数の確保に努める。

(情報通信ネットワークの高度化)

(イ) 豪雪地帯の生活の向上や産業活動の円滑化を図るため、光ファイバ等のブロードバンドや携帯電話等移動通信のための基盤整備を推進する。また、これらを活用して、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるユビキタスなネット社会の実現を図る。

カ 電力の確保

着雪による送電線の切断や塩雪害を防止するため、送電線の難雪着雪化等の防雪対策の強化を推進するとともに、電源車等による災害復旧体制の整備・強化を図り、安定した電力の供給に努める。

(2) 農林業等地域産業の振興に関する事項

経済のグローバル化に伴う国際競争の本格化、情報化の進展、産業構造の変化等を背景として、豪雪地帯を含む地域産業は急激な転換を迫られている。このため、我が国の経済構造等の改革を視野に入れつつ、豪雪地帯においては、雪害対策の着実な実施を図りながら、豊かな土地、水資源、恵まれた自然環境等の優れた地域資源を生かすとともに、農林業等の生産活動を通じて発揮される多面的機能を確保し、先端技術等も活用しつつ、総合的な視点に立って地域の特長に応じた地域産業の構築と雇用機会の確保に努める。

ア 農業の振興等

(農業の競争力の強化等)

(ア) 豪雪地帯が食料の安定供給において果たす役割にかんがみ、地域輪作農法等の展開による水田農業の確立など規模が大きく、生産性の高い土地利用型農業

の確立に努めるとともに、需要の動向に対応しつつ、地域の特性を生かして、野菜、果樹、花き等の導入など多様な農業の展開を図る。

このため、豪雪地帯の特殊性に対応したほ場や用排水施設の整備、農道の整備等の土地改良事業を実施し、農業生産基盤の整備に努めつつ、農地の流動化等を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成、確保に積極的に取り組む。

また、農業用機械・施設、農地等の有効かつ効率的な利用等を推進することにより、効率的かつ高収益を目指す生産・流通システムの確立に努めるとともに、冷涼な気候等地域の特性を生かした各種農産物の導入・普及を促進し、加工等による高付加価値化を図る。

また、輸出対策の推進、技術や知的財産を活用した新需要・新産業の開拓など、「攻め」の視点に立った新たな可能性を追求するための政策も推進する。

さらに、環境への負荷の少ない持続可能な農業を進めるため、有機物資源のリサイクルによる土づくり等を促進するとともに、冷涼な気候条件を生かして農薬の節減を図る等、環境保全型農業の推進に努める。

(総合的な畜産対策)

(イ) 畜産については、冬期の土地利用に制約のある豪雪地帯における安定的な所得確保に資するものであり、土地利用型農業の基軸として需要の動向に対応した計画的で安定的な生産に努める必要がある。このため、地域の特性に応じた草地畜産基盤の整備、地域未利用資源の活用等による飼料自給率の向上、畜産振興施設の整備等に努め、総合的な畜産対策の推進を図る。

(先端技術の利用等)

(ウ) 生産性の飛躍的向上に資するため、産学官の緊密な連携の下に、長期的視点に立って、バイオテクノロジー等の先端技術を利用し、耐寒性、耐雪性、収量などに優れた新品種の開発や乳量、肉質に考慮した増体性、繁殖性等の向上に着目した家畜改良などに努める。

また、高度情報通信技術を活用し、農業気象情報の収集、市場動向調査、農産物流システム等の高度化を図るため、情報通信基盤の整備、情報提供システムの開発等を総合的に推進する。

さらに、雪や氷の冷熱エネルギーを利用した農産物の低温貯蔵等の農業技術の開発・普及を図る。

(雪害対策の充実)

(エ) 積雪による作物栽培及び生育期間上の制約を克服するため、雪に強い品種の開発・導入や、雪面黒化法等による消雪促進を始め、耐雪性の育苗等農業用施設、除雪機械、消融雪施設等の整備・拡充を図るとともに、ローカルエネルギー利用による消融雪の促進に努める。また、果樹の枝折れ等の雪害を防止するため、栽培管理技術の向上・普及に努める。

イ 林業の振興

(豪雪に対応した森林施業)

(ア) 冠雪害、雪圧害など豪雪が育林に及ぼす影響は極めて大きいことから、雪に強い優良品種の植栽、階段造林、自然力を活用した天然林施業、復層林施業、長伐期施業等による豪雪地帯に適した森林施業の推進を図るとともに、雪おこし、適切な間伐、森林病害虫等の防除等により、森林の保護・管理の充実を図る。

(林業活性化の方策)

(イ) 豪雪地帯の地域特性に応じた林業の活性化に向け、流域を単位として、森林の整備、木材の生産、加工、流通等に一体的に取り組む森林の流域管理システムの推進を基本として、経営規模の拡大、特用林産物等の複合経営の推進等による林業経営体の育成・強化を図るとともに、新規参入者への支援、通年雇用化の推進等による林業就業者の確保に努める。また、林道における雪害防止施設の整備を適切に実施しつつ、林道と作業道等を組み合わせた高密度路網の整備を図るとともに、高性能林業機械の導入、情報提供等の事業活動の支援措置を講じる。さらに、需要者の住宅等への要請に応じ、安定した品質の製品を低コストで適時適量供給し得る効率的な木材供給体制の整備を図る。

(森林の多面的な機能の確保)

(ウ) 国民の森林に対する要請が多様化していることにかんがみ、林業生産活動とともに、山地災害の防止、地球温暖化防止、水源のかん養、保健体養、自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全等の森林の有する多面的な機能を高度に発揮し得る森林の整備を進め、森林の総合的な利用の推進を図る。

ウ 水産業の振興

漁港施設について、除雪体制を整備し、冬期風浪期における安全性の向上、陸揚げ機能の強化等を図り、その整備・充実を図る。また、漁船の安全な操業を確保するため、通信施設、航路標識等の整備に努める。さらに、つくり育てる漁業と多面的な資源管理の推進、バイオテクノロジー等の先端技術の活用及び水産物の流通・加工施設等の充実を図るなど水産業経営の近代化、合理化に努める。

エ 工業及び新しい産業の振興

豪雪地帯における工業を積極的かつ計画的に振興するため、地場産業等の地域に根ざした産業の振興を図るとともに、バイオテクノロジー等を活用した先端技術産業等の誘致・育成を促進する必要がある。また、国際的なマーケティングも視野に入れつつ、雪国に適した商品の開発を積極的に推進するとともに、雪や氷を生かした新しい産業の振興に努めることが重要である。さらに、技術革新、情報化、消費者ニーズの高度化や多様化の進展等に伴い、情報、知識、人材育成等に関する新しい産業について、異業種間の交流・融合を促進することも重要である。

このため、適切な水需要予測に応じた水資源の開発及び工業用水道の整備、技術力向上のための研究機関及び教育・研修施設の整備、技術情報のデータベース化の促進、情報通信ネットワークの整備並びに研究者、技術者等の定住促進のための生活環境の整備を図る。また、冬期における雪害を防除し、操業の円滑化を図るため、

工場等の施設の耐雪耐寒構造化の推進及び工場内消融雪施設等の整備を推進する。

オ 商業・サービス業等の振興

(商業の振興)

(ア) 小売業については、無雪駐車場の整備、店舗の共同化等により商店街の高度化を促進するとともに、アーケード、消融雪施設の整備等により、降積雪時においても快適な買物空間の形成に努める。

また、卸売業については、雪に強い卸売団地や問屋街等の整備に努める。

(運輸業及び建設業の振興)

(イ) 降積雪の影響を受けやすい運輸業については、積雪期の交通の確保に努めるとともに、雪に強い流通業務団地等の整備を進める。

また、建設業については、通年施工体制の推進、工事の早期発注、早期着工等に努める。さらに、将来にわたって安定した冬期道路交通を確保するため、除雪作業等を担う人材の確保・育成ならびに技術力の保持・向上に努める。

(観光・レクリエーション産業等の振興)

(ウ) 地域の自然や生活、文化を生かした個性的な雪国リゾートを創造するとともに、海外をも視野に入れた冬期間観光の開発を推進する。このため、多様で豊かな自然環境、居住環境・食文化を含めた地域の生活文化、歴史的施設等の各種観光資源の発掘・再評価に努めるとともに、冬期利用に配慮した親雪公園やスキー場等を核とした通年型スポーツ・レクリエーション施設の整備を図る。また、宿泊施設についても、価格・サービス体系の多様化を進めつつ、整備・充実を図る。さらに、マルチメディア等を利用した観光情報システムの整備を図る。

カ 交流の推進

(地域間交流の多様な展開)

(ア) 雪国の特性を生かした多様な交流を推進するため、地域の産業や交流に関するデータベースの充実等を図り、豪雪地帯からの情報発信機能の強化に努める。また、雪国の豊かな自然や伝統的な生活・文化等雪国の地域特性を生かした体験型・参加型の地域間交流を推進するため、雪国の生活スタイルを学ぶプログラムを学校教育の現場に取り入れるとともに、雪国の暮らしや遊びを指導するインストラクターや専門家の養成に努める。

広域からの雪処理の担い手の円滑な確保という観点も含め、普段からの交流による関係づくりの推進を図る。

(国際交流の促進)

(イ) 地域特性に応じた独自の生活文化や創意工夫を生かした雪対策や寒冷地対策が進められている海外の雪国との情報・意見の交換を行うため、国際会議、文化活動、スポーツ、イベントの開催等を通じた国際雪国交流を促進する。

キ 雇用対策の推進

(職業能力の向上)

(ア) 近年における急速な技術革新の進展、産業構造の高度化等に対応して、労働者の多様かつ高度な職業能力の開発、向上を図るため、公共職業能力開発施設の整備及び機能の充実を図るとともに、専修学校や各種学校等との連携を図る。

(通年雇用対策)

(イ) 労働者の季節的失業を防止し、地域の雇用の安定と産業の振興に資するため、通年雇用対策を推進する。
また、出稼労働者に対しては、援護対策の充実を図る。

(3) 生活環境施設等の整備に関する事項

豪雪地帯における冬の生活は、著しい降積雪等により、地域社会の機能が様々な面において低下するとともに、屋根雪下ろし等の除排雪活動に追われるなど幾多の制約を受けている。

このような状況に対処し、雪に強く、安全で快適な生活環境の形成を図るため、教育、保健衛生、医療、介護・福祉サービス、消防防災等の住民生活に密着した各分野における施設等について、各種既存施設の活用にも留意した整備と克雪対策の充実を図るとともに、克雪住宅の普及・促進、克雪用水の確保、安定的な電力供給の確保やエネルギーの有効利用等に努める。また、地域における克雪・防災機能等の向上を図るため、地域住民のコミュニティ活動や組織づくりを積極的に進めるとともに、マルチメディア等を利用した総合的な雪国情報システムの整備を推進する。

さらに、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めるため、これらの施設の整備等に加え、新たな雪国文化の形成や雪国景観の創造・保全に努める。

ア 教育環境の向上

(学校教育施設等の整備)

(ア) 学校教育施設については、耐雪耐寒構造化の推進等により、積雪、寒冷の程度に応じた施設等の整備を図るとともに、施設の実態に即して耐震化や老朽化対策を行い、安全で良好な教育環境の整備を進める。

また、学校における教育用コンピュータやソフトウェアの着実な整備を進めるとともに、インターネットへの接続を進めるなど教育の情報化の一層の推進を図る。

(学校教育施設の適正配置等)

(イ) 積雪等のために通学の困難な地域においては、冬期分校、へき地における冬期寄宿舎等の学校教育施設の適正配置に努める。

また、積雪期における教職員の通勤困難を緩和するため、へき地における教職員宿舎の整備を推進する。

(通学の安全の確保)

(ウ) 積雪期における通学の安全を確保するため、通学路の歩道、交通安全施設等の整備及び歩道除雪の強化等に努める。

また、へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるようスクールバス等の整備を促進する。

(雪に親しむ教育と生涯学習等の充実)

(エ) 地域の実情に応じて、雪を教材とした自然学習、雪国の生活スタイルを学ぶプログラムなどの雪に親しみ、雪に関する意識の高揚を図るための教育及び人材育成を推進する。

(オ) 生涯学習体系への移行に向け、専修学校（専門課程）を含めた高等教育機関等の整備を図るとともに、地域社会との連携を進め、地域における学習機会の充実に努める。

(社会教育施設等の充実)

(カ) 高齢化の進行等の地域の実情に対応し、地域のコミュニティ活動等の促進及び地域住民の冬期における健康・体力の増進に資するため、人づくり、組織づくりを推進するとともに、図書館、公民館等社会教育施設の設備の充実、屋根付多目的広場等の交流・レクリエーション施設の整備に努める。

イ 保健衛生施設の整備

(水道施設等の整備)

(ア) 積雪や凍結に強い上水道・簡易水道施設の整備・拡充を図るとともに、適切な水需要予測に応じた、水資源の開発を推進する。

(し尿・廃棄物処理施設等の整備)

(イ) 下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を計画的に推進する。また、施設の老朽化に対応した廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用に努めるほか、積雪期に対応したし尿及びゴミの収集体制及び処理施設の整備・拡充を図る。

(市町村保健センター等の整備)

(ウ) 母子保健対策及び高齢化の進行に対応した老人保健対策等地域住民の健康の保持及び増進の強化を図るため、その拠点となる市町村保健センターや保健所等の整備・充実を図る。

ウ 医療体制の強化

(医療体制の強化)

(ア) 病院、診療所等の施設の整備及び医師、薬剤師等の医療従事者の確保と適正な配置により、適切な医療水準の確保を図るとともに、無医地区の解消に努める。

また、救急患者の医療を確保するため、救急医療体制の整備・充実を図るほか、高齢化の進行に対応し、老人医療の充実・強化に努める。

(へき地医療の強化)

(イ) 特に、医療環境が整っていないへき地については、へき地医療拠点病院、へき地診療所及びへき地保健指導所の整備・拡充並びにへき地勤務医師等の確保を図るとともに、静止画像伝送装置等を利用した診療連携の推進、患者輸送の

かに体制が整えられるような計画を立案する。豪雪時において、災害の発生のおそれがある場合には、災害対策本部の設置等、速やかに必要な体制をとるものとする。さらに、大規模な災害の発生に、機動的、効果的に対応し得るよう広域応援体制等の整備を図る。また、状況の変化に応じた機動的な対応を図る。

キ 雪処理の担い手の確保

地域コミュニティの機能強化などにより、高齢者宅等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、広域からの雪処理の担い手を円滑に受け入れられるような、受け皿機能の組織、コーディネーターの養成に向けた取組の推進に努める。

また、豪雪時の雪処理に広域的かつ効率的に対応するために建設業団体等との連携を図る。

なお、地域の関係者の意見や提案を十分踏まえた取組が必要である。

(4) 国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項

豪雪地帯では、著しい降積雪に伴う雪崩災害のほか、融雪出水、地すべり等、各種災害が毎年発生している。各種施策を推進しているものの、未だに多数の危険箇所が存在している。

このような状況に対処し、安全で自然豊かな美しい国土を目指し、雪崩防止等のための治山、治水、農地保全事業等を総合的に推進するとともに、環境保全に配慮した施策の推進を図る。また、雪崩等の災害発生への予測・連絡・避難体制の確立・整備を図るとともに、災害復旧体制の整備・強化に努める。

(雪崩災害の防止)

(ア) 雪崩災害を防止するため、なだれ防止保安林の整備及び雪崩予防施設、雪崩防護施設等の雪崩防止施設の整備・充実を図る。また、雪崩の発生機構についての調査研究を促進し、効果的な対策工法の早期確立に努めるとともに、雪崩危険箇所の把握を行い、雪崩ハザードマップの活用を促進し、雪崩監視装置の設置等総合的な雪崩対策を積極的に推進する。

(融雪出水災害の防止)

(イ) 融雪出水による災害を防止するため、治山、砂防事業を積極的に実施するとともに、流域の特性に応じた河川改修の促進、防災調節池、ダム、多目的遊水地等の多様な治水施設の整備を推進する。また、浸水実績、浸水予想区域等の公表により土地利用の適切な誘導を図る。さらに、河川情報システム等の整備や洪水ハザードマップの作成を促進する。

(土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止)

(ウ) 融雪に伴う土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等を防止するため、治山事業による保安林等の整備及び地すべり防止施設の整備、砂防関係事業による土石流対策及び地すべり対策並びに急傾斜地崩壊対策事業を推進する。また、これらの災害危険区域における建築規制及び当該区域からの住宅移転等についても積極的に推進する。

さらに、土砂災害ハザードマップの活用を促進する。

(農用地等の防災の強化)

(エ) 農用地、農業施設等の災害を防止するため、農地防災対策や地すべり対策事業を推進する。

(警戒・避難体制の確立及び災害復旧対策の強化)

(オ) 雪崩、地ふぶき、融雪出水、大雪による建物の倒壊等の災害発生に的確かつ迅速に対応するため、これらの災害への予測・予測技術の研究・開発を進めるとともに、危険区域の把握や防災意識の向上、防災無線等の整備による通信・連絡体制及び警戒・避難体制の強化を図る。また、災害発生に際しては、災害救助及び災害復旧事業の迅速な対応を図るため、資機材及び体制の整備に努める。(環境の保全)

(カ) 雪国の自然環境を美しく健全な状態で将来世代に引き継いでいくため、環境影響評価等を適切に実施し、環境の保全に努めるものとする。また、地下水のかん養等による地域の状況に応じた健全な水循環の確保、環境への影響が少ない凍結防止剤の開発等、循環を基調とした持続可能な地域社会の形成及び自然との共生を基本理念とした、環境保全に配慮した施策を総合的かつ計画的に推進する。

(5) 雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項

雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化は、豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に実施するために不可欠であり、積極的な推進を図る。また、雪国の新たな産業創出を促す克雪技術や利雪技術に関する研究開発についても推進を図る。

(調査研究体制の整備)

(ア) 地域の実情に応じた雪対策を推進するため、関係研究機関の調査研究施設の整備等総合的な調査研究体制の充実を図る。

また、雪米に関する調査研究についてのデータの収集・整備の充実に努めるとともに、研究機関相互の連絡調整機能を充実し、防災科学技術研究所等の公的研究機関や道府県立の研究機関、大学等の緊密な協力の下に、基礎的研究から応用的研究まで、効率的かつ積極的な推進を図る。

さらに、民間における研究・開発を推進するため、地域の特性を踏まえつつ、産学官の連携を図り、共同研究等の充実に努める。

なお、調査研究の推進に当たり、現場の実務担当者との協力・連携を促進する。

(調査研究内容の充実)

(イ) 雪崩や地ふぶき、着氷雪及び落雪、落水雪及び雪氷の予知・予測及びそれらの災害の予防、除雪機械、安全な冬期道路交通の確保、克雪住宅や安全な屋根雪雪処理等に関する理工学的、技術的な調査研究の推進等に努めるとともに、産業の振興及び生活環境の向上のための社会的、経済的な研究についても積極的な推進を図る。

また、近年の豪雪地帯を取り巻く情勢の変化に対応し、雪や氷の冷熱エネルギーの活用技術、酸性雪の環境への影響、省エネルギー型の消融雪技術等について、調査研究を積極的に推進する。

(気象業務の整備)

(ウ) 降積雪、雪崩等に関する正確かつ詳細な気象情報の提供を促進するため、観測、解析、予報・警報等の業務を行うための施設の整備及び体制の充実・強化を図る。また、降雪の短時間予測や、降雪量分布予報等に関する技術開発・改良を推進するとともに、インターネット、CATV等のマルチメディアを活用し、迅速かつ的確な気象情報の提供・伝達システムの推進を図る。

II 特別豪雪地帯に関する事項

特別豪雪地帯は、国土の面積の約20%を占め、総人口の約3%を擁しているが、積雪の度が特に高く、住民生活や産業振興の面で様々な支障が生じている。また、若年層を中心とした人口の流出や高齢化が進行している地域が多く、地域社会も大きく変容してきている。

このため、特別豪雪地帯においては、道路交通や学校教育施設等、次の事項について特別な配慮を行い、産業の振興と住民の安全で快適な生活の確保に努める。

(1) 道路交通の確保に関する事項

(基幹的な市町村道の整備)

(ア) 特別豪雪地帯における日常生活や社会活動を維持するため、基幹的な市町村道については、道府県の代行等により、その政策を促進し、積雪期の道路交通の確保に努める。

(イ) 市町村道のうち、積雪期において、道路交通の確保が特に必要なバス路線等の幹線的な道路で道府県道への昇格基準に該当するものは、昇格措置を採り、その整備を図るとともに、除雪体制の強化を図る。

(ウ) これらの市町村道の整備を促進するため、地方債の充実を図る。

(2) 農林業等の振興に関する事項

(農業の振興)

(ア) 著しい降積雪等による作物栽培及び生育期間の制約を克服するため、育苗等の農業用施設の耐雪耐寒化を進めるとともに、消融雪の促進を図る。また、生産性の向上を図るため、特別豪雪地帯の特殊性に対応したほ場や用排水施設の整備、農道の整備等、農業生産基盤の整備に努める。さらに、寒さや雪を活用した栽培による差別化、雪を利用した農産物の低温貯蔵等の利活用により、農産物の高付加価値化を図る。

(工業、観光産業等の振興)

(イ) 既存の産業の育成や各種産業の積極的な導入を図り、生産性の向上と雇用の場の確保に努めるため、工場内消融雪施設の整備を進め、雪害対策の強化を図るとともに、積極的な設備投資の誘導に努める。

また、豊かな自然や伝統的な生活、文化等を活用し、スキー場、レクリエーション施設の整備等に努めるなど総合的な産業の振興を図る。

(3) 生活環境施設等の整備に関する事項

(学校教育施設等の整備)

(ア) 学校教育施設の耐雪耐寒構造化の推進を図るとともに、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程の分校の校舎及び屋内運動場の整備を促進する。

(イ) 積雪による通学の困難を緩和するため、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程の寄宿舎の整備を進める。

また、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教職員の積雪による通勤困難を緩和するため、教職員宿舎の整備・充実に努める。

(ウ) へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるようスクールバス等の整備を促進する。

(医療体制の確保等)

(エ) 医療施設の整備と医師その他医療従事者の確保を図り、無医地区の解消を図るとともに、医療水準の向上に努める。

また、高齢化の進行に対応し、老人医療の充実・強化を図る。

(へき地医療の確保等)

(オ) 特にへき地については、へき地診療所、へき地保健指導所等の整備及び静止画像伝送装置等を利用した診療連携を推進し、保健と一体となった包括的な医療の確保を図る。また、患者輸送の機能を有するへりコブターや雪上車等の配備により、機動力の強化を図る。

(介護・福祉サービス供給体制の整備等)

(カ) 高齢化の進行に対応し、高齢者福祉施設の整備・充実に努めるとともに、民間社会福祉施設の除雪に要する経費について助成を行う。

(ク) 高齡化の普及・促進と雪に強い居住環境の形成

(キ) 高齡化の進行に対応し、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する克雪住宅の普及・促進等地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取組を促進する。

(消防防災施設等の整備)

(ク) 消防業務及び防災業務の迅速化を図るため、地域防災計画の整備・充実に努めるとともに、防災無線通信施設等の消防防災施設、警察施設等の整備を推進する。また、区域を越えた消防力、防災力の広域的な運用を図るため、市町村間の相互応援協定の締結の推進に努める。

(その他)

(ケ) 地域住民の自主的な克雪・利雪活動等の推進を図り、安全で快適な活力ある地域社会を創造するため、地域の実情に応じた克雪・利雪施設等の整備・拡充に努める。

5 基本計画の推進

本計画に基づき事業を計画的・効率的に実施するため、国及び地方公共団体は、必要な経費の確保を図るとともに、資金の融通等適切な措置を講じるほか、各種税制上の特例措置の活用を努める。また、民間との密接な連携を図り、民間活力の活用を努める。
なお、事業の実施に当たっては、次の事項について特に留意するものとする。

- (地方公共団体の自主性、自立性の強化)
- (ア) 積雪の度その他地域の事情を勘案し、きめ細かな対応を図るため、地方公共団体の自主性、自立性の強化に努める。
(道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重)
- (イ) 道府県豪雪地帯対策基本計画を最大限尊重し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。
- (市町村における雪対策に関する計画の考慮)
- (ウ) 市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を促進するとともに、これを十分に考慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。
(効率的な事業の実施)
- (エ) 事業の目的、性格等に十分配慮しつつ、費用対効果分析の活用等可能な限り客観的な評価を行った上で、効率的な事業の実施に努める
(民間団体等の協力)
- (オ) 国及び地方公共団体は、民間団体及び地域住民の役割を踏まえつつ、理解と協力を得て、効率的に計画を推進する。
(工事の早期着工)
- (カ) 積雪期の実情にかんがみ、工事については、早期に着工することができるよう努める。

中央防災会議「防災基本計画」(抄)(平成20年2月)

第5編 雪害対策編

第1章 災害予防

第1節 雪害に強い国づくり、まちづくり

○国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする。

1 雪害に強い国づくり

○国は、国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、豪雪、雪崩等による雪害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。

(1) 主要交通・通信機能強化

○国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。

(2) 雪害に強い国土の形成

○国土交通省及び地方公共団体は、雪害に強い国土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進するものとする。

○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、雪崩による災害を防止するための雪崩防止林等の森林造成や雪崩防止施設の整備、及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための河川事業、ダム事業、砂防事業、治山事業、雪崩対策事業等を推進するものとする。

2 雪害に強いまちづくり

(1) 雪害に強いまちの形成

○国土交通省及び地方公共団体は、冬期における都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備、スノーシェッド、防護柵、消融雪施設等防雪施設の整備、並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。

○国〔国土交通省、総務省〕及び地方公共団体は、消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流等の整備、積雪の排除のための機能を付した下水道整備等を進めるとともに、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化など通信機能を確保しうるような施策を講じることにより、雪害に強いまちづくりを行うものとする。

○地方公共団体は、除排雪作業を効率よく実施するために、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保と整備を図るとともに、住民に対してその位置の周知を図るものとする。

○地方公共団体は、雪崩等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 除雪体制等の整備

○豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、国土交通省及び地方公共団体は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

(3) 雪害に対する建築物の安全性の確保

○国及び地方公共団体は、学校や不特定多数の者が使用する施設、住宅等の建築物について、雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

(4) ライフライン施設等の機能の確保

○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(5) 災害応急対策等への備え

○国、公共機関及び地方公共団体は、雪害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え(第1章第2節参照)を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

○雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行うものとする。

1 災害発生直前対策関係

(1) 警報等の伝達

○気象庁及び地方公共団体は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。

(2) 住民の避難誘導体制

○地方公共団体は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

- 地方公共団体は、積雪、融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備を進めるものとする。
- 地方公共団体は、雪崩災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努めるものとする。国は、この基準が設定されるよう、指導及び必要な助言を行うものとする。
- 地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- (3) 災害未然防止活動
 - 雪崩等に対し、迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう、国及び地方公共団体は、必要に応じあらかじめ活動体制の整備、施設、設備等の整備、点検に努めるものとする。
 - 気象庁は、発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利用に関する助言に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡関係

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備
 - 国〔気象庁、国土交通省〕は、低気圧及び前線の活動等による降雪量、積雪量、気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び積雪深計等施設、設備の充実を図るものとする。
 - 国土交通省及び地方公共団体は、雪崩発生監視装置の設置に努めるものとする。
 - 国〔気象庁、国土交通省〕は、関係機関の協力を得て、降雪量、積雪量等雪害に関する情報をより効率的に活用するための内容の充実を図り、関係行政機関はもとより、報道機関等を通じた住民等への提供体制の整備を図るものとする。
 - 雪害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、公共機関及び地方公共団体は、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。
 - 国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
 - 国、公共機関及び地方公共団体は、被災地における情報の迅速かつ正確な

収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

- 国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（防災情報共有プラットフォーム）に集約できるよう努めるものとする。
- 国、地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビジョンシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。
- 国、地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。
- 国土交通省及び地方公共団体は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。
- (2) 情報の分析整理
 - 国、地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
 - 国、地方公共団体等は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また、国等においてはこれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。
 - (3) 通信手段の確保
 - 国、地方公共団体及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の雪害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。
 - 国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進

を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

○国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。

・災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

・災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

・画像等の大容量データの通信を可能とするため、国、地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。

・非常災害時の通信の確保を図るため、平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

・移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくこととともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は、総務省と事前の調整を実施すること。

・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。

・災害時に有効な、携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システム構築に努めること。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。

・N・T・T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

・情報通信手段の施設については、平時より管理・運用体制を構築しておくこと。

・内閣府は、災害情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。

3 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の宿舍の職場近傍での確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておくものとする。

○警察庁及び都道府県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備を図るものとする。

○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

○国及び地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。

(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制

○都道府県等と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係に

について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

○都道府県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

(4) 防災中枢機能等の確保、充実

○国、公共機関及び地方公共団体は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

○国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を行う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

○地方公共団体は、災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係

○国及び地方公共団体は、雪崩災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図るものとする。

5 救助・救急及び医療活動関係

○国、地方公共団体及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

○国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

(1) 救助・救急活動関係

○地方公共団体は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

○国〔防衛省〕は、救助用資機材の整備を推進するものとする。

○消防庁及び地方公共団体は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

○救助・救急関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁〕は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動関係

○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体は、輸送の途絶又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

○国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

6 緊急輸送活動関係

○地方公共団体は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握するものとする。また、国及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

○地方公共団体は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時へりポートの候補地と関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ当該地に備蓄するよう努めるものとする。

○国〔農林水産省、国土交通省、消防庁〕及び地方公共団体は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特にスノーシェッドの設置、除雪体制の

強化等の雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

○警察庁、国土交通省及び地方公共団体等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また、都道府県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

○警察庁及び都道府県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

○警察庁及び都道府県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。
○道路管理者は、道路の除雪、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

○国及び港湾管理者は、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

7 避難収容活動関係

(1) 避難場所

○地方公共団体は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、雪崩のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所となる施設については、暖房に配慮するとともに必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

○地方公共団体は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅等

○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関する、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

○国及び地方公共団体は、応急仮設住宅の用地に関し、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

○地方公共団体は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係

○地方公共団体は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。

○国及び地方公共団体の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

○国〔農林水産省、経済産業省〕は、下記の物資については、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。

食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調製粉乳
生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ

9 施設、設備の応急復旧活動関係

○国及び地方公共団体、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

○ライフライン事業者は、雪害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフ

ラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給にあっては、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

1 0 被災者等への的確な情報伝達活動関係

○地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体は、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

○国、地方公共団体は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

○国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

○国及び放送事業者等は気象、積雪量等雪害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

○放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

○国、地方公共団体は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

○国〔国土交通省、気象庁〕は、関係機関の協力を得て、降雪量、積雪量等の情報の収集、処理、加工、伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに、高齢者等の災害時要援護者においても十分に伝達することができるよう報道機関、市町村等への情報提供を推進し、提供地域の拡大に努めるものとする。

1 1 海外からの支援の受入れ活動関係

○海外からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、警察庁〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。

○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を定めておくものとする。

○国〔内閣府、外務省、農林水産省、警察庁等〕は、海外からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続などについては、あらかじめ定めておくものとする。

1 2 防災関連機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

○地方公共団体及び公共機関等は、自衛隊等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

○地方公共団体は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

○地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。

○訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

1 3 災害復旧・復興への備え

(1) 各種データの整備保全

○公共土木施設管理者は、雪崩等による災害の円滑な復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくよう努めるものとする。

○国〔総務省、経済産業省〕は、地域産業の復興の円滑化のため、耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い、企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。

(2) 復興対策の研究

○関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

○内閣府は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。

第3節 国民の防災活動の促進

1 防災思想の普及、徹底

○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民はその自覚を持

ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雪等による災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所から活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、国、公共機関及び地方公共団体は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害の危険性を周知させるとともに、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

○国及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から雪崩等に対する早期避難に対する住民の理解と協力を得るものとする。地方公共団体は、地域住民に対し、雪崩のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底させるものとする。

○地方公共団体は、雪崩危険箇所を特定し、標識の設置等により住民等への周知に努めるものとする。

○地方公共団体は、雪降ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう住民への注意の喚起に努めるものとする。

○地方公共団体は、雪崩の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でとりまとめ、たハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。また、地域の実情に応じ、防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○教育機関においては、防災に関する教育の充実を図るものとする。また、国及び地方公共団体は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及を推進を図るものとする。

○防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

○国及び地方公共団体は、雪崩防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等

を開催し、雪崩災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

(2) 防災訓練の実施、指導

○国及び地方公共団体は、雪崩防災週間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

○地方公共団体は、定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

3 国民の防災活動の環境整備

(1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

○消防庁及び地方公共団体は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

○地方公共団体は、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進にも努めるものとする。

○消防庁及び地方公共団体は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

○警察庁及び地方公共団体は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

○地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

○国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア

了活動の拠点の確保等について検討するものとする。

(3) 企業防災の促進

○企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

○このため、国及び地方公共団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組みものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第4節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進

(1) 雪害及び雪害対策に関する研究の推進

○国〔文部科学省、国土交通省、気象庁、農林水産省〕は、雪崩災害の発生メカニズム、雪害の防除等に関する研究を推進するものとする。

○国は、防災に係る見地から、雪害及び雪害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、海外研究機関を含む研究機関はもとより、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくものとする。

○国は、雪害及び雪害対策に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、防災技術の研究開発の推進を図るものとする。

○研究機関は、雪害に関する観測研究の成果が、防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。

(2) 予測、観測の充実・強化等

○国〔気象庁、国土交通省〕及び地方公共団体は降雪量、積雪量等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。

○気象庁は降雪量や積雪量などの気象予測技術の高度化を図るものとする。

(3) 社会学的研究等の推進

○研究分野としては、雪崩等自然現象そのものの理学的・工学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野についての研究も積極的に行うものとする。

○雪崩等により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

第2章 災害応急対策

○雪害による被害を軽減するためには、近年の気象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

○応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町村があたり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。

○災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、除雪の実施、雪崩災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。その後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていることとなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第1節 災害発生直前の対策

○雪害については、気象情報の分析により災害の危険性がある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導等災害発生直前の対策が極めて重要である。

1 雪害に関する警報等の伝達

○気象庁は、被害を及ぼす可能性のある気象、降雪量、積雪量等の状況を把握し、予想した場合、その警報または注意報を地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民等に対し速やかに伝達する。その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

○国土交通省は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、この情報を道路情報板、ビーコン等により、速やかに道路利用者等に伝達する。

2 住民の避難誘導

○地方公共団体は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。

○地方公共団体は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じて避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

○住民への避難勧告等の伝達に当たっては市町村防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

○避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や雪崩危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

○また、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じて実施するものとする。

○情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

○避難勧告等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、雪害の規模や被害の程度に応じて関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

○国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

○国〔国土交通省、農林水産省、警察庁、消防庁、防衛省等〕及び地方公共

団体は、大規模な雪害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、農林水産省等〕及び地方公共団体は、雪崩災害が発生した場合、必要に応じて画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

○また、被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡

○市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じて関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

○警察庁、消防庁、防衛省及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあつては直接又は関係指定行政機関を通じて）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これら速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。

○大規模な雪害が発生した場合には、必要に応じて関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じて消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

○指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

○内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じて内閣

総理大臣に報告する。

○内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

○非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

○市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

○都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

○内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

○非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関及び都道府県等に連絡する。

○関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、

・国、公共機関及び地方公共団体は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省に連絡するものとし、総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。

・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

○電気通信事業者は、災害時における国及び地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

○総務省は、緊急時において重要通信を確保するため、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

○国、地方公共団体等は、災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信

統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

○第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係関係による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。

1 地方公共団体の活動体制

○地方公共団体は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

○地方公共団体は、指定行政機関、公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 広域的な応援体制

○地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めらるものとする。また、大規模な雪害が発生した時は、被災地以外の地方公共団体は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制

○内閣官房は、社会的影響が大きい大規模な雪害が発生した場合、必要に応じ、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。

○指定行政機関及び公共機関は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

○指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

○ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

4 災害対策関係省庁連絡会議の開催等

○大規模な雪害発生時には、気象及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。

○災害対策関係省庁は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣す

るものとする。

5 緊急参集チームの参集及び関係関係協議の実施

○社会的影響が大きい大規模な雪害が発生した場合、内閣官房は緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。

○必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制、その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係関係との緊急協議を行う。

6 非常災害対策本部等の設置等

(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

○収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

○非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務所の設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。

○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く）は、内閣府等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。

○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

○非常災害対策本部の事務局長は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

(2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

○収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。

○緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに必要な協議等の手続きを行うなど、別に定める申合せにより所要の手続きを行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。

○緊急災害対策本部の設置場所は、官邸内とする。

○緊急災害対策本部の事務局長の設置場所は、官邸及び中央合同庁舎5号館内とする。

○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

○緊急災害対策本部の事務局長は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

(3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置

○収集された情報により、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに内閣総理大臣は災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置(既に設置されている場合を除く。)を行うものとする。

(4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

○非常本部等は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部(以下、「現地対策本部」という。)の設置を行うものとする。

○現地対策本部の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は、必要な協議等の手続きを行う。

○また、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

○現地対策本部長は原則として内閣府副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員及び地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

○現地対策本部員等予定者は、緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき、自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され、そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し、被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して、支援、協力等を行うものとする。

7 自衛隊の災害派遣

○都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

○市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

○自衛隊は、都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

○市町村長は、通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求ができない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。

○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な雪害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等、雪害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

○庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

○自衛隊が災害派遣時に実施する救急活動の内容は、災害の状況、他の救急機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等を実施するものとする。

第4節 除雪の実施と雪崩災害の防止活動

○雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

(1) 除雪の実施

○国、公共機関及び地方公共団体は、災害を防止するため、除雪を実施するものとする。

○地方公共団体は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

(2) 雪崩災害の発生、拡大防止

○国及び地方公共団体は、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うものとする。

○国及び地方公共団体は、雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

第5節 救助・救急及び医療活動

○災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

1 救助・救急活動

(1) 住民及び自主防災組織の役割

○住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動

○被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常本部等、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

○被災地以外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

○非常本部等は必要に応じ、消防庁、警察庁、防衛省及び海上保安庁等に対し、応援を依頼するものとする。

○非常本部等又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

○警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

○消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための

措置をとるものとする。

○自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

○海上保安庁は、海上において救急救助活動を行うものとし、更に可能な場合は必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援するものとする。

(4) 資機材等の調達等

○救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

○国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

2 医療活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療活動

○被災地方公共団体は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕及び日本赤十字社は、被災地域内の国立病院、国立療養所、国立大学病院、自衛隊の病院、日本赤十字社等において医療活動を行うものとする。

○被災地域内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。

○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努めるものとする。

○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。

○国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

(2) 被災地域外からの救護班の派遣

○被災地方公共団体は、必要に応じ、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、救護班の派遣について要請するものとする。

○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）を編成す

るとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

○自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

○消防庁は、被災地以外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。

○救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。

○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの救護班の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所の確保を図るものとする。

○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。

○救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

(3) 被災地域外での医療活動

○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

○広域後方医療関係機関は、必要に応じて広域後方医療施設を選定し、その結果を非常本部等に報告するものとする。

○非常本部等は、必要に応じ、又は関係機関の要請に基づき、広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。

○広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○第5節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらに避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、除雪、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

○輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

一 人命の安全

二 被害の拡大防止

三 災害応急対策の円滑な実施

2 交通の確保

○雪害発生後、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

(1) 非常災害対策本部等による調整等

○交通の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。

(2) 道路交通規制等

○都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

○都道府県警察は、危険防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、道路交通の状況等に対応した交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。

○都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

○都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。

○都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。

○国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行うものとする。

○警察庁は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。

○交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常本部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

○非常本部等は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

○道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関への連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) 道路の応急復旧等

○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行うとともに、被災地公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してピーコン、情報板等により迅速に情報提供すること。

○道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。

○路上の障害物の除去、除雪の実施について、道路管理者、警察機関、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

○道路管理者は、建設業者との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

○国土交通省は、道路の被害状況及び復旧状況等について、非常本部等に報告するものとする。

(4) 港湾及び漁港の応急復旧等

○港湾管理者は、その管理する港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ除雪の実施、応急復旧等を行うものとする。

○漁港管理者は、漁港施設について早急に被害状況を把握し、除雪の実施、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告するものとする。

○国土交通省及び農林水産省は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。

(5) 飛行場等の応急復旧等

○国土交通省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して除

雪の実施、応急復旧等を要請するものとする。

○空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を行うものとする。

○国土交通省、空港管理者及び非常本部等は、相互の連絡を密にして効果的な除雪の実施、応急復旧等を行うものとする。

○地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設し、除雪を実施するとともに、その周知徹底を図るものとする。

(6) 航空管制等

○国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

(7) 鉄道交通の確保

○国土交通省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、鉄道事業者に対して除雪の実施、応急復旧等を要請するものとする。

○鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を行うものとする。

(8) 広域輸送拠点の確保

○地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設し、除雪を実施するとともに、その周知徹底を図るものとする。

3 緊急輸送

○緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。

○非常本部等は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体等からの要請に基づき、緊急輸送関係機関に対し、緊急輸送活動の依頼を行うものとする。

○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

○海上保安庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を

実施するものとする。

○自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

○消防庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。

○地方公共団体は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。

4 燃料の確保

○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

第7節 避難収容活動

○雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

1 避難誘導の実施

○発災時には、地方公共団体は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

○避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や雪崩危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

○地方公共団体は、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

2 避難場所

(1) 避難場所の開設

○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、雪崩災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(2) 避難場所の運営管理

○地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてブライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

3 応急仮設住宅等

(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供

○被災都道府県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに厚生労働省と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、雪崩災害に十分配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。

○非常本部等は、要請があった場合、関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。

○要請を受けた関係省庁は、とるべき措置を決定し、非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。

○関係省庁は、とるべき措置について、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うものとする。

4 災害時要援護者への配慮

○避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、以下の方針の通り活動する。

(1) 非常災害対策本部等による調整等

○非常本部等は、調達、供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとする。

(2) 地方公共団体による物資の調達、供給

○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

○被災地方公共団体及び各省庁は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省〕又は非常本部等に物資の調達を要請するものとする。

(3) 物資関係省庁の活動

○厚生労働省は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。

○厚生労働省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

○農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

○経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

○総務省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

○物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保などの配慮を行うものとする。

第9節 保健衛生、遺体の処理等に関する活動

○避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の

死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。

1 保健衛生

○厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

○特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

○地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
○厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。

○地方公共団体は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみ等の収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

○厚生労働省は、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

2 遺体の処理等

○地方公共団体は、遺体の処理については、火葬場、柩等関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また、必要に応じ、近隣地方公共団体の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

○被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要がある、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

1 社会秩序の維持

○被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 物価の安定、物資の安定供給

○国及び地方公共団体は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買ひ占め・売り惜しみが生じないように、監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

第11節 施設、設備の応急復旧活動

○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害・再度災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

(1) 施設、設備の応急復旧活動

○国及び地方公共団体等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与

○非常本部等は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、関係省庁〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕を經由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。

第12節 被災者等への的確な情報伝達活動

○社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 被災者等への情報伝達活動

○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。

○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓

動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

○被災地公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は、必要に応じ、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集団体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。

3 海外からの支援の受入れ

○外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。

○非常本部等は、支援の受入れの可能性について検討するものとする。

○非常本部等が受入れを決定した場合、あらかじめ定められた方針に基づいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を支援を申し入れた国、関係省庁及び被災地公共団体に示すものとする。その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れるものとする。なお、支援を受け入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報するものとする。

第3章 災害復旧・復興

○被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

口の設置に努める。

○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

○なお、国及び地方公共団体は、必要に応じ、公共機関、その他関係機関との連携を図りつつ、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを、被災地近傍に設置するものとする。

(2) 国民への的確な情報の伝達

○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、国民全体に対し気象、被害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

○非常本部等、指定行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第13節 自発的支援の受入れ

○大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、国、地方公共団体及び関係団体は適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

○国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が、効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて、ボランティアの活

第1節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

- 国、公共機関及び地方公共団体は、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- 国は、ライフライン施設等の復旧のため、可能な範囲で復旧事業の執行に係る作業許可手続きの簡素化を図るものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

- 厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づき被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。
- 国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
- 厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。
- 住宅金融支援機構等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。
- 国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。
- 国土交通省及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地

域への移転を推奨するものとする。

- 地方公共団体は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。
- 地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

- 国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。
- 農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じ、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

中 防 災 第 2 2 号
平成22年12月13日

各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
菅 直 人

降積雪期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年犠牲者が発生している状況にある。

過去の10年間の自然災害による犠牲者をみると、雪害による犠牲者は439人にもものぼり、風水害に続く第二の自然災害となっている。また、昨冬においても56人の死者、729人の重軽傷者が発生している。

本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際、近年の要因をみると屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者が多く、また、65歳以上の高齢者の占める割合が高いことから、高齢者を念頭に置いた克雪体制の整備など、被災者の目線に立ち、「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点からきめ細やかな取組の充実を図られたい。

なお、貴管下関係機関に対する指導方よろしく願います。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底
2. 除雪作業中の事故防止対策の徹底（高齢者が無理をすることなく除雪できる体制の整備、地元のニーズをより一層踏まえた除雪等の支援、克雪住宅の整備促進等）
3. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発、注意喚起
4. 道路等における雪崩防止施設等の巡視・点検の実施の徹底
5. 災害時要援護者及びその関連施設に対する平常時、緊急時の適切な情報提供、警戒避難体制等の防災体制の整備

今冬期の大雪等への対応について

平成23年1月21日
今冬期の大雪等への対策に関する
関係省庁連絡会議申合せ

1. 今冬期においては、年末年始にかけて西日本の日本海側で記録的な大雪になるなど、大雪等により各地で被害が生じているところであり、国民の安全・安心への要請に応えるため、政府として一丸となって総合的かつ積極的な対策を推進する。
2. こうした中で、これまでに、以下の対策（詳細別紙）を実施してきたところであるが、更なるその徹底を図る。
 - ライフラインの確保
 - ・ 除雪等の適切な道路管理
 - ・ 通信・電気・ガスの確保への要請
 - ・ 自衛隊の災害派遣 など
 - 農林漁業者支援
 - ・ 漁船等被害への対応
 - ・ 被災農林漁業者の経営安定のための金融措置
 - ・ ハウス栽培における大雪被害への対応 など
 - 災害発生時の備え
 - ・ 防災気象情報の発表・解説
 - ・ 災害即応体制の強化
 - ・ 関係機関への雪害対策強化等についての通知発出 など
3. 加えて、必要に応じ次のような対策を今後実施する。
 - 地方公共団体の講ずる措置への支援
 - ・ 道路に係る除雪費用の追加配分等の検討
 - ・ 豪雪被害に係る特別交付税措置
 - ・ 公共土木施設等の災害復旧に要する経費の負担（補助）など
 - 被災者支援
 - ・ 金融上の措置の要請 など
 - 普及啓発
 - ・ 雪に対する減災の知恵をとりまとめ、内閣府の雪害対策のホームページにおいて普及啓発 など
4. 今後とも、大雪等への警戒を継続し、適宜、フォローアップを行うとともに、必要に応じ会議を開催する。

対策事項名	担当府省庁名	実施時期	対応状況及び対応方針
1 ライフライン確保			
○除雪等の適切な道路管理	国土交通省	1月4日	福島県内の国道49号及び鳥取県内の国道9号において、大型車両が走行不能となったことをきっかけとして、長時間にわたり多数の車両が道路上に滞留する状況が発生したことを踏まえ、直轄国道を管理している地方整備局等に対し、異常な降雪時において適切な対応に努めるよう通知を发出。
○輸送の安全の確保	国土交通省	12月22日	関係団体に対して、本格的な降雪期を迎える中、輸送の安全確保に遺漏のないよう安全確保の徹底について周知徹底を行い、事故の防止に努めるよう通知を发出。
○通信・電気・ガスの確保等の要請	総務省	1月12日	福島県内の国道49号及び鳥取県内の国道9号において、多数の走行不能車両が発生し、長時間に渡り道路交通が停滞する状況が発生したことを踏まえ、関係団体に対して、異常気象時における所要の措置の実施に努めるよう通知を发出。
		12月20日	中央非常通信協議会構成員及び地方非常通信協議会に対して、降雪期における通信の円滑な実施体制の確保について依頼。
		12月21日	電気通信事業者及び事業者団体に対して、電気通信設備の降雪雪期における防災態勢の強化を要請。
	経済産業省 (原子力安全・保安院)	12月21日	中央防災会議会長からの通知を踏まえ、ライフライン等(電気、都市ガス及び液化石油ガス)の事業者、団体等関係機関に対し、降雪雪期における防災態勢強化を要請する通知を送付。
		12月31日～	年末から年始にかけて、東北電力株式会社管内及び中国電力株式会社管内で発生した停電に際し、停電・復旧状況について把握するとともに、上記の要請を踏まえ停電の早期復旧を両事業者に要請。

○道路管理を担う機関への支援	文部科学省	12月～	新潟県、新潟市、上越市、国土交通省新潟国道事務所などの道路管理を担う機関に対して、独立行政法人防災科学技術研究所が開発した「雪氷災害発生予測システム」の視程障害予測情報を試験的に提供。
○自衛隊の災害派遣	防衛省	12月26日	<p>福島県耶麻郡西会津町における除雪支援に係る災害派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 期間:1日間 12月26日16時00分 福島県知事から第6特科連隊長(郡山)に対し災害派遣要請 12月26日22時40分 撤収要請 2. 活動内容:除雪支援 3. 派遣部隊:第6特科連隊(郡山)、第6後方支援連隊(神町) 4. 派遣規模(延べ数):人員約140名、車両約30両 <p>鳥取県大山町における除雪支援に係る災害派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 期間:2日間 1月1日03時00分 鳥取県知事から第8普通科連隊長(米子)に対し災害派遣要請 1月2日12時53分 撤収要請 2. 活動内容:①除雪支援、②給油支援、③輸送支援 3. 派遣部隊:第8普通科連隊(米子) 4. 派遣規模(延べ数):人員約110名、車両約30両 <p>島根県松江市美保関町における除雪支援に係る災害派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 期間:2日間 1月1日14時50分 島根県知事から第13偵察隊長(出雲)に対し係る災害派遣要請 1月2日22時18分 撤収要請 2. 活動内容:除雪支援 3. 派遣部隊:第13偵察隊(出雲)、第304施設隊(出雲) 4. 派遣規模(延べ数):人員約90名、車両約60両
2 農林漁業者支援			
○漁船等被害への対応	水産庁	1月4日	関係金融機関等に対して被災漁業者に対する既貸付金の償還猶予及び円滑な資金融通について文書により通知。 (鳥取、島根県の大雪被害)

1月12日	関係金融機関等に対して被災漁業者に対する既貸付金の償還猶予及び円滑な資金融通について文書により通知。 (青森、岩手、宮城県の暴風・高波被害)		
1月4日	鳥取県及び島根県の大雪山被害について、漁船保険団体に対し、漁船被害の早急な把握と迅速な損害評価の実施及び保険金の早期支払が円滑に行われるよう文書により通知。		
1月12日	青森県及び岩手県の暴風・高波被害について、漁船保険団体及び漁業共済団体に対し、漁業被害の早急な把握と迅速な損害評価の実施及び保険金・共済金の早期支払が円滑に行われるよう文書により通知。		
	沿岸漁業改善資金においては、沿岸漁業従事者等が経営や操業状態の改善のための推進機関(エンジン)、航海機器及び漁労機器(魚群探知機等)等の導入に対して県が無利子貸付けを実施しており、経営再建等に向けて当該資金を活用することも可能。		
1月5日	鳥取県及び島根県に対し、今後は大雪の際、漁業者への注意喚起を行う等、再発防止に努めるよう指導。		
1月3日～	航空機等により被害状況調査を実施。 巡視船艇等により転覆漁船等からの流出油防除作業を実施。 転覆漁船等の引き揚げ作業に係る油防除指導等を実施。	海上保安庁	
1月11日	岩手県に対し、漁港施設等にかかる災害復旧事業の速やかな実施のための指導・助言を実施。	水産庁	○漁港施設等にかかる災害復旧事業の支援
1月5日	(株)日本政策金融公庫において相談窓口を設置。	農林水産省	○被災農林漁業者の経営安定のための金融措置
11月19日	パイプハウスなどの園芸用施設について、降雪への事前の対応や積雪後の被害防止のため適切な対応が行われるよう、各都道府県等に対し、「園芸用施設における降雪・積雪対策について」を通知。	農林水産省	○ハウス栽培における大雪被害への対応
1月19日	担当官を鳥根県、鳥取県に派遣し、現地の被害状況等を調査。		

○林野関係被害に係る緊急調査と応急対応	林野庁	1月4日、1月18日～1月19日	都道府県、森林管理局に対し、大雪による林野関係被害に対する迅速な被害報告及び適切な応急対応を文書により通知。
3 災害発生時の備え			
○防災気象情報の発表・解説	気象庁	随時	気象警報・注意報をはじめとする防災気象情報を適時・的確に発表するとともに、気象台から都道府県等の地元の防災関係機関に対して気象状況の解説等を適宜実施。
○災害即応体制の強化	内閣府	12月23日～	年末年始は、東北、山陰地方における雪害の状況を受け、情報連絡体制を強化したところ。引き続き、被害状況や関係省庁の対応状況を確認してとりまとめなど、内閣府情報連絡室を設置して災害への即応体制を強化。
○地方公共団体との連絡体制の強化	各省庁		各施策の実施に当たり、緊密な連携を確保。
○降積雪期の対応に係る関係省庁連絡会議の開催	内閣府	12月20日	「降積雪期の対応に係る関係省庁連絡会議」を開催し、中央防災会議会長通知(平成22年12月13日付)を周知するとともに、関係省庁間の情報連絡体制の強化、災害への即応体制を整備。
○関係機関への雪害対策強化等についての通知発出等	内閣府 消防庁	12月13日	指定行政機関の長、指定公共機関の代表者及び関係道府県防災会議会長に対して、「降積雪期における防災態勢の強化について」の通知を発出し、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪作業中の事故防止対策の徹底等を要請。
	消防庁	1月14日	都道府県に対して、1月15日から17日にかけての大雪に対して万全の対策をとるよう事務連絡を発出。
			豪雪時の救急活動上の工夫・配慮事項について調査し、都道府県に対して情報提供(事務連絡)。
	文部科学省	12月17日	中央防災会議会長(内閣総理大臣)からの通知を踏まえ、各都道府県教育委員会等関係機関に対し「降積雪期における防災態勢の強化について」の通知を発出。

		12月24日、28日、1月14日	都道府県の教育委員会に対し、警戒避難体制等防災体制の整備と、児童生徒等の安全対策及び施設の安全確保に万全を期すよう要請。
	厚生労働省	12月21日	中央防災会議会長(内閣総理大臣)からの通知を踏まえ、省内各都道府県及び都道府県災害救助事務担当者に対し、「降積雪期における防災態勢の強化について」を通知。
	農林水産省	12月17日	中央防災会議会長からの通知を踏まえ、省内各都道府県及び地方支分部局に対し、降積雪期における防災態勢の強化について文書により通知。
	国土交通省	12月22日	国土交通省地方支分部局、地方公共団体及び関係事業者等に対して降積雪期における防災態勢の強化に関する通知を送付。
○事故防止等雪害に関する適切な対応	警察庁	12月21日	各都道府県警察に対し、除排雪作業に伴う事故防止に関する広報啓発活動、必要な交通規制その他の交通管理対策の実施、大規模な雪害事案に対する的確な対応について指示。
○雪害による被害状況の取りまとめ	消防庁	今冬	適宜雪害による人的被害等に関する情報収集及びとりまとめを実施。

(大雪等及び新燃岳噴火に関する関係閣僚会議決定)

平成 23 年 2 月 1 日

今冬期の大雪等への対応について

- 1 今後の降雪に対しても、災害即応体制を強化し、道路・ライフラインの確保や雪下ろし時の転落事故防止のための普及啓発など、万全を期すること
- 2 農林水産業をはじめとする各種被害及び除雪費用への対応など、政府として、スピード感を持って、しっかりとした支援を行うこと
- 3 国と地方が一体となって、引き続き大雪等への警戒を怠らないこと

関係道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害予防担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について (通知)

今冬期の降積雪により各地で大きな被害が発生しています。

すでに、平成 22 年 12 月 13 日付けで「降積雪期における防災態勢の強化について」(中防消第 70 号)及び「降積雪期における防災態勢の強化について」(消防災第 539 号)にて、対策に万全を期されるよう通知したところですが、1 月 31 日現在、雪害により亡くなられた方は、81 名に上っております。

このようなことから、2 月 1 日に「大雪等及び新燃岳噴火に関する関係閣僚会議」が開催され「今冬期の大雪等への対応について」を決定し、雪害対策に万全を期することとされたところです。

今冬期の雪害による被害の発生の状況等を踏まえ、下記の事項にさらに一層留意し、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期されるよう、改めてお願いします。

貴道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 災害即応体制の強化

引き続き、大雪等への警戒を怠らず、災害即応体制の強化を図ること。

2 除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底

別添 1 のとおり、犠牲者のうち、原因別では除雪作業中が 60 名(約 74%)と多いことを踏まえ、屋根の雪下ろし等の際に命綱や滑り止めを着用すること、軒下での作業時の落雪に注意することなど、除雪作業中や、屋根雪の落下等による人身事故を防止するための注意事項について、住民への普及啓発にさらに努めること。(別添 2 参照)

3 高齢者等の事故防止

特に、犠牲者のうち65歳以上の方が53名（約65%）と高齢者が占める割合が高いことから、高齢者等の災害時要援護者宅の状況を消防機関や福祉関係機関との連携による巡回等により把握し、除雪が困難又は危険な場合などについては、必要に応じ消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力のもと除雪作業を行うなど、高齢者が無理をすることなく除雪できるよう早急に取り組むこと。

今冬(平成22年11月から平成23年1月31日まで)の雪による被害状況等(速報値)

平成23年1月31日(月)16時30分
消 防 庁

1 主な被害及び災害対策本部の設置状況(概数)

都道府県名	人的被害				住 家 被 害					非住家被害		災害対策本部	
	死 者	行方不明	重 傷	軽 傷	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共施設	その他	都道府県	市区町村
	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟		
北海道	15		65	104			1			3	3		
青森	2		34	45			1						2
岩手	3		2				3						2
宮城													
秋田	11		76	105			45	3	10		36		5
山形	9		70	86			7		8	1	30		15
福島	2		2	12			1		12	1	2		7
茨城				1									
栃木													
群馬				1									
埼玉													
千葉													
東京													
神奈川													
新潟	19		89	114			4	1	9	4	41		3
富山	6		5	37	1	1	2	1	3		6		
石川	2		4	7							6		
福井	5		21	26			1	1	6		4		
山梨													
長野			13	15					1				
岐阜	1		2	17					2				
静岡													
愛知													
三重												1	4
滋賀			1										
京都			1			1	10			1	7		1
大阪													
兵庫	1		2	4			1				4		1
奈良						1	2						
和歌山													
鳥取	5			1		1	2				3	1	10
島根			2	4			43				43		1
岡山													
広島				1			2			2	1		
山口													
徳島													
香川													
愛媛				1									8
高知				1			1						
福岡													
佐賀													
長崎													
熊本													
大分													
宮崎													
鹿児島													
沖縄													
合計	81		389	582	1	4	126	6	51	12	186	2	59

※ 表中の災害対策本部には、既に解散したものを含む。

2 死者の概要

死亡状況	65歳未満	65歳以上	合計
雪崩による死者	6		6
屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	18	42	60
落雪等による死者	4	8	12
倒壊した家屋の下敷きによる死者			
その他		3	3
合計	28	53	81

< 参考 >

内閣府、総務省、国土交通省等による検討会で取りまとめたパンフレット「除雪中の事故防止に向けた対策」には、住民による雪処理の事故を防ぐための具体的な対策となる 10 か条が掲げられているので、普及啓発の際、活用されたい。

内閣府のホームページで、「除雪中の事故防止に向けた対策」を含め、住民の除雪中の事故防止のための準備・心構え等、「減災」の知恵や工夫を取りまとめて、情報発信を行っているので、活用されたい。

<http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>

< 除雪中の事故防止のための 10 か条 >

- 作業は家族、となり近所にも声掛けて 2 人以上で！
- 低い屋根でも油断は禁物！
- 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでる！
- 忘れずに！命綱とヘルメット
- はしごの固定を忘れずに！
- 除雪道具はこまめに手入れ、点検を！
- エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- 携帯電話の携行を忘れずに！

克雪住宅の普及促進

○ 社会資本整備総合交付金を活用した雪に強い居住環境の形成促進

- ・ 社会資本整備総合交付金により、地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取り組みを支援。

活用事例（従前の地域住宅交付金によるもの）

【富山県南砺市】



融雪式住宅

既存住宅への屋根融雪装置の設置に対する助成。

【新潟県（十日町市・南魚沼市）】



落雪式住宅

フッ素加工の屋根にあわせて高床式化した自然落雪構造の住宅の新築に対する助成。

【島根県飯南町】



復旧支援

雪害にあった住宅復旧に対する支援。

地方公共団体が、克雪住宅を整備する住宅所有者等に対して整備費の一部を助成する場合に、交付金を活用することが可能。

注) 平成21年度以前は、地域住宅交付金により同様の支援を実施

空き家再生等推進事業について

○目的

不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条に規定する過疎地域をいい、平成 16 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村を含むものとする。）において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する。

○根拠

小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成 9 年住宅局長通知）

○対象地域

過疎地域又は旧産炭地域等であるが、平成 25 年度までは以下のとおり

- ・ 除却に関する事業：過疎地域、旧産炭地域等及び過去 5 年間（H17 国勢調査）において人口の減少が認められる市町村※
 - ※市町村合併以前の旧市町村の区域を含む
- ・ 活用に関する事業：全国

○補助対象

地方公共団体が行う次の事業

- ・ 不良住宅又は空き家住宅の除却
- ・ 除却を行う者に対する経費補助（地方公共団体の民間に対する補助）
- ・ 空き家住宅又は空き建築物の活用
- ・ 活用を行う者に対する経費補助※（地方公共団体の民間に対する補助）
- ・ 所有者の特定

○国費負担率：1 / 2（※については工事費等の 1 / 3 を上限とする）

- ・ [空き家再生等推進事業のススメ](#)
- ・ [空き家再生等推進事業の概要](#)
- ・ [空き家再生等推進事業の活用事例](#)

空き家・空き建築物の活用が可能です

【古民家→体験型宿泊施設】 [概要はこちら](#)

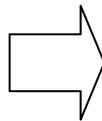


【長屋住宅→交流・展示・観光施設】 [概要はこちら](#)



不良住宅や空き家の除却が可能です

【除却後、ポケットパークを整備】 [概要はこちら](#)



除却前

除却後

寒冷環境下における防災ボランティア活動の

安全衛生に関する情報・ヒント集

内閣府（災害予防担当）

<目次>

■本編（まず「本編」からお読みください）	3
寒冷環境下における防災ボランティア活動の安全衛生に関する情報・ヒント集の背景と必要性	3
はじめに	3
1. 寒冷環境について	3
(1) 「寒冷環境」とは	3
2. 寒冷環境下の防災ボランティア活動によって生じる健康リスク	3
(1) 想定される健康リスク	3
3. 健康リスクへの予防的な対応	5
4. 寒冷環境における防災ボランティア活動の事前対策	6
(1) 想定されるボランティア活動	6
(2) 活動基盤の確認	7
(3) 自己の健康状態の把握（日常的な心得）	7
(4) ボランティア保険等への加入	7
(5) ボランティア活動直前の準備（寒冷地域以外の方の場合）	8
(6) 寒冷環境下の装備・用具	9
5. ボランティア活動について	11
(1) 活動直前に行うこと	11
(2) ボランティア活動中	13
(3) ボランティア活動後	16
資料編	17
■補足 1 雪環境下における一般的な注意事項（「本編」を読んだ上でお読みください）	19
はじめに：「補足 1 雪環境下における一般的な注意事項」を読むにあたって	19
1. 寒冷環境下の装備（降雪・積雪している場合）	20
(1) 自動車について・現地への移動手段	20
(2) 雪環境下での装備・用具について	21
2. 寒冷環境における留意点（降雪・積雪している場合）	24
(1) 天候等の確認	24
(2) 活動環境の確認	24
(3) 潜在的な危険性とその対応	24
(4) 活動中・活動後の留意点	27
■補足 2 雪処理作業における一般的な注意事項（素案）	27
（「本編」及び「補足 1」を読んだ上でお読みください）	
はじめに「補足 2 雪処理作業における一般的な注意事項（素案）」を読むにあたって	29
1. 雪処理作業（除雪や排雪など）	29
（「本編」を読まずに「補足 1」、「補足 2」だけを読むことは、絶対に避けてください。）	

はじめに（ここから全体をお読みください）

寒冷環境下における防災ボランティア活動の安全衛生に関する情報・ヒント集の背景と必要性

（災害は寒冷環境下でも発生する）

災害は、いつ・どこでも起こりうるもので、防災ボランティア活動も時季と場所を問いません。阪神・淡路大震災（冬季の災害）、新潟県中越地震（寒冷地の災害）でも、寒冷な環境で活動が行われていました。

この「寒冷環境」とは、冬季や寒冷地だけのことではありません。我が国には気温が摂氏 10 度を切るような環境は広く存在します。さらに、寒風の中での作業、雨中の作業、見守り活動など、局所的でも寒冷環境下の活動が必要なケースが今後とも出てきます。

（防災ボランティア活動の広がりと、参加者の広がり）

また、防災ボランティア活動は、災害による被害の回復や復旧にとどまらず、災害予防、地域コミュニティの再生など年々その活動範囲を広げています。さらに、防災ボランティア活動への参加者も広域化しており、気候が大きく異なる遠隔地からの参加者も増えています。こうした活動や参加者側の多様化によるリスクも大きくなっていきます。

（まだ十分普及していない、寒冷環境下での活動ノウハウ）

災害時・平時を問わず、暑熱環境下での活動については、梅雨前線豪雨や台風の影響対応などボランティア活動頻度も比較的高いため、参加者やボランティアセンター等の経験やノウハウ¹（注）も蓄積してきただけでなく、誰にでも入手できる形になってきています²。（注）

しかし、寒冷環境下の活動のノウハウは、寒冷環境下における大規模なボランティア活動の実例がまだ多くないこともあり、十分には普及していません。

寒冷環境下の生活に慣れた地域の方々の作業慣行が、必ずしも十分に安全を配慮したものになっていないこともあり、そのため、寒冷環境に住み慣れている方がボランティアで活動する際にも、その環境下で慣れない作業をするリスクをよく理解していただくことが求められます。

（この「情報・ヒント集」の目的）

この「情報・ヒント集」は、防災ボランティア活動の環境整備の一つとして、寒冷環境下での活動の安全のため参考になる知識を集めてみました。寒冷環境下での防災ボランティア活動³（注）に活用されることを目指しました。

防災ボランティア活動によって、けがや疾病を発生させることは望ましくありません。まして、災害時に被災者のための診療所等を混雑させるなど、逆に迷惑をかけるようなことはあってはなりません。

この「情報・ヒント集」を活用することによって、寒冷環境下の防災ボランティア活動が、誰にとっても安全で無理のないものとなることを期待しています。

¹ 水分補給、ミネラル補給、休憩を十分とることをセンターで呼びかけることが一般化してきた。

² 環境省「熱中症保健指導マニュアル」等

³ たとえば、避難所の運営支援活動、巡回活動、声かけ・見守り活動、ボランティアセンターの運営、参加者への情報提供など。

(この「情報・ヒント集」の利用法)

寒冷環境下では、通常の生活と比べると健康や活動についてのリスクが高くなり、病气やケガの可能性が高くなります。そうしたリスクを具体的に想像し、的確に対応するためにも、まずは基礎的な情報や注意点について理解する必要があります。

この「情報・ヒント集」に書かれている内容は、実際にボランティア活動をすにあたって、事前準備段階において参考にするためのものです。現場の活動に即して柔軟に対応すること、あわせて、内容を継続的に確認することが望まれます。

安易な状況判断や体力の過信をしないなど、まず自律と自己管理が必要です。また自分だけでなく周りのボランティア活動者にも目配りしていくことが重要です。

この「情報・ヒント集」は、以下の3編からなります。寒冷環境下で、防災ボランティア活動を行う方は、まず、本編を十分お読み下さい。(「本編」をまずに「補足1」、「補足2」だけを読むことは、絶対避けてください。)

- 本編 寒冷環境下における防災ボランティア活動の安全衛生に関する情報・ヒント集
- 補足1 雪環境下における一般的注意事項
- 補足2 雪処理作業における一般的注意事項 (素案)

補足は、寒冷環境下で多くみられる雪に関する注意事項をまとめたものです。「補足1」は、活動内容が何にかかわらず、雪環境下で特に注意すべき点をまとめたものです。

防災ボランティア活動として雪処理作業を行うことは、危険を伴います。ふだんの生活で雪処理に携わっていない方々々々には不向きな作業も多いです。

なお、「補足2 雪処理作業における一般的注意事項」の部分には、屋根の雪下ろし等に係る内容は含まれておりません。また、この「補足2」は、素案であり、今後も降雪期の状況を把握して、見直しを行う予定です。この「情報・ヒント集」のみに頼らず、ご自身でもさらに考え、関係者のアドバイスも積極的に受けてください。

■ 本編

寒冷環境下における防災ボランティア活動の安全衛生に関する情報・ヒント集

1. 寒冷環境について

(1) 「寒冷環境」とは

- ・ この「情報・ヒント集」における「寒冷環境」とは、低い気温により、さまざまなリスクが顕在化するような状況をいいます。ここでいうリスクとしては、例えば、病気にかかりやすくなること、ケガをしやすくなることなどを想定しています。
- ・ 国内のどのような場所で行われる防災ボランティア活動であっても、低温の環境において行われる可能性があります。一般に温暖な地域と思われがちである鹿児島県でも最低気温が摂氏-6.7度を、沖縄県でも最低気温摂氏6.6度を観測したこともあります。
- ・ 活動が行われる場所と居住地との気温は、想像する以上に差がある場合もあります。例えば、平成9年1月に「日本海重油流出事故」が起きた福井県坂井市(旧三国町)では、1月の最低気温は摂氏-5.2度を観測しました。

2. 寒冷環境下の防災ボランティア活動によって生じる健康リスク

- ・ 寒冷環境に身体がさらされると、体温低下にともない血管の収縮や血圧上昇など様々な身体への影響を受けます。さらに、これに伴って疾病に関連したリスクが高まる可能性もあります。そこで、事前に身体への影響やリスクについて事前に知っておくことは、事故を未然に防ぐためにも重要なこととなります。

(1) 想定される健康リスク

① 身体への影響

- (i) 直接的影響
 - ・ 身体が寒冷環境にさらされると、体温調節反応として、末梢血管収縮と寒冷ふるえが生じます。通常に比べ体温が低下することで、考えられる身体的および精神的影響として下記のような点が想定されます。
 - 末梢の血管が収縮し、血圧上昇と心拍数の増加(これは一概にいえず脈拍の頻度が増える場合や脈拍が弱くなる場合がある)が引き起こされる。
 - 筋肉の動きが悪くなるほか、寒さによって排尿の回数が増えたり気づかぬうちに脱水が進行して、手足の指先部分の血液循環が著しく阻害される
 - 身体の中心部が冷やされ、心臓が不調になることがある。
 - 冷たい空気を大量に吸入することによって、気管支の炎症が起りやすくなる。
 - 寒さによって、手作業がしにくくなる。(18ページ参照)
 - 寒さで体の内部の体温が低下すると、警戒心や論理的思考能力が弱くなる。

(ii) 間接的影響

- ・ 防寒着(具)の着用によって、作業負担が増加することがあります。

②配慮すべき疾病、傷害

- 寒冷環境下で作業を行う場合、配慮すべき疾病、傷害としては下記のようなものが想定されます。

低体温症	体の中心部が摂氏35度以下になった状態をいう。身体の熱損失が高くなると、体が激しくふるえ、動きが鈍るといった症状があらわれる。体温がさらに下がるとふるえは止まり、意識がもうろうとし、正常な判断ができなくなる。重度の低体温症になると、昏睡状態になり、心拍数や呼吸数が低下し、ついには心臓が停止し凍死に至ることもある。個人差はあるが、高齢者や乳幼児に発生しやすいほか、飲酒や喫煙、栄養不良によっても低体温症にかかりやすくなる。
凍傷	寒冷によって起こる皮膚病。初期には、皮膚が赤くなる、かゆみ・痛み、腫れ、しびれなどの症状が現れる。状態が進むと、感覚がなくなり、水ぶくれ（水疱）が生じる。ひどい場合には、皮膚が凍結し、凍傷となった部分を失うこともある。露出部、または末端部、主に足、指、耳、鼻などに生じやすい。
脱水症	体内の水分が急激に少なくなることによって、のどの渇き、唇などの乾燥、発熱、頭痛、めまい等の症状が現れる。症状が進行し、もうろうとすると、けいれんなどの症状が現れる。血圧が低下し、血流が悪くなることにより、血栓が生じやすくなるため、その予防は極めて重要である。最悪の場合、命にもかかわる。寒冷環境下では、排尿の回数が増える。また、寒冷環境では空気が乾燥していることが多く、皮膚や口やのどなどから、水分が多く蒸発する。また、のどの渇きが認識されにくいため、脱水症状が進行しやすくなる。
低温やけど	カイロなど体温より高い温度のものを長時間肌に当てることによって発生する。赤っぽい斑点や水ぶくれなどが特徴である。摂氏46度の熱源なら1時間半でやけどを起すが、低温であるため、熱さや痛みを感じにくく、見た目よりも深くまで損傷が進んでいることがあり、放置され、重傷化しやすい。
ぜん息、気管支炎等	寒冷な空気にさらされることによって、ぜん息や気管支炎の症状が悪化することがある。心臓血管疾患のある方は、寒冷な空気を吸入することによって、気管支収縮と血管けいれんが生じることがある。
インフルエンザ	空気の乾燥した寒冷期の締め切った室内で感染しやすい。摂氏38～40度の高熱が突然でるのが特徴であり、さらに、倦怠感、筋肉痛、関節痛などの全身症状も強く、これらの激しい症状は通常5日間ほど続く。また、気管支炎や肺炎を併発しやすく、重症化すると肺炎や心不全を起すこともあり、体力のない高齢者や乳幼児などは命にかかわることもある。また、集団感染の発生の例も多いので注意が必要。
一酸化炭素中毒	締め切った空間の中でストーブなどの暖房器具を用いる場合、一酸化炭素中毒が発生しやすい。症状は一酸化炭素の濃度と時間によって異なるが、初期段階では、頭がフラフラする、顔が火照る、などといった症状が見られる（風邪に似ている）。さらに、頭痛やめまい、吐き気などが起こり、意識障害や意識消失へと重症度が増す。高濃度の場合、自覚症状のないまま死亡することもある。
脳卒中（脳梗塞、脳出血など）	寒冷環境下では、血管が収縮して血圧が高くなる傾向にあり、脳梗塞や脳出血の危険がある。急に倒れて意識がなくなったり、半身のマヒが起きたり、ろれつが回らなくなったりする症状が起きることがあり、重い場合、死亡することもある。特に高血圧、高脂血症、糖尿病などの方々は注意が必要である。

冠動脈疾患（狭心症、心筋梗塞など）	狭心症は、心臓の筋肉に血液が十分供給できない状態をいい、締め付け感や圧迫感を伴う。さらに、心臓の筋肉が壊れ、心臓の機能が損なわれることを心筋梗塞という。狭心症から心筋梗塞に進むことが多い。 特に、寒冷環境下では心臓に負担がかかるため、急性心筋梗塞が起こりやすい。症状としては、冷や汗、胸への締め付け感、吐き気などがある。心臓の機能が損なわれ、最終的には心停止・死亡することもある。
薬の副作用	よく知られている例としては、インシュリン、精神安定剤、風邪薬などがある。糖尿病でインシュリンによる治療している人は、寒冷に対してより敏感になってくるため、局所性の凍傷にかかる危険性が増大する。 精神安定剤や風邪薬は眠気を催すことがあり、低体温症を防げなくなる可能性がある。
リウマチ等	寒冷環境下での作業で筋肉や関節を局所的に使った場合、発病に結びつくことがある。痛みやこわばりなどの症状を引き起こす可能性がある。進行すると、関節が腫れたり、筋肉が縮んだり固まってしまう場合がある。

3. 健康リスクへの予防的対応

- 寒冷環境下における各種疾病や傷害のリスクへの対策としては、衣類を適切に調節すること、いつでも避難できる暖かい場所を確保しておくこと、そして温かい飲食物や暖房器具など、外部から熱を十分に供給できるようにしておくことが重要です。
- 特に衣類（→p.10）については、こまめに注意をはらう必要があります。衣類を調節する時間も活動時間に含めて考えてください。
- 寒冷環境に長時間さらされないように、活動の計画とスケジュールを立て、これを守る必要があります。
- 作業に入る前に必ず、準備体操を行い、ゆっくと始めます。個人の体力や体調にあわせて作業を調整し、無理な作業は控え、休憩を細かくとることが望まれます。
- 各疾病や傷害を予防するために必要なことは、以下の通りです。

低体温症	身体を冷やさなために、適切な衣類と装備を着用して、衣類が水などに濡れないようにしなければならぬ。また、ふるえやつまずきなど初期症状を見逃さないようにする。特に頭部の保温は重要である。激しいふるえは体温低下の危険信号。
凍傷	適切な衣類と装備を着用し、手足の指、耳、鼻などの末端部の防護に留意する。手足の痛みは危険信号。
脱水症	スポーツドリンク等を幾分薄めて使用し、一回の補給量を少なくし、30分～1時間間隔で回数多く補給することよいでしょう。対策としては、のどの渇きを感じる前に、定期的に、少しずつ水分とミネラルを補給すること。 濃いお茶やコーヒー、ビールなどは、カフェインやアルコールを含み、これらは利尿作用があるため、水分が余計に排出される。そのため脱水症の対策としては不適。

低温やけど	カイロを直接肌に貼らない。また、長時間貼りっぱなしにしない。この他、電気あんかや湯たんぽ、電気敷毛布、電気カーペット等を使用する場面にも注意が必要である。
インフルエンザ	必要に応じ、予防接種を受けるほか、栄養と休養を十分にとること、適度な温度、湿度（50～60％）を保つこと、マスクを着用すること、手洗いとうがいをするなどの対策が考えられる。インフルエンザにかかった可能性がある場合は、医師の診察を受けて活動を中止する必要がある。集団感染の防止のための措置をとることが必要である。
一酸化炭素中毒	暖房中にこまめに換気する。室内の空気を汚さない暖房器具を選択することで防ぐことができる。また、頭痛やめまい、吐き気など初期症状を見逃さないようにする。特に就寝時には注意すること。なお、車中泊は論外である。
脳卒中	急激な血圧上昇を防ぐために、暖かい部屋から出るときは服装（特に頭部）に留意する必要がある。また、血圧の高い人は、寒冷環境下での激しい作業は減らすことが望ましい。特に、トイレや脱衣場には注意が必要。
心筋梗塞	糖尿病や高血圧など慢性疾患の人以外でも、喫煙者や高脂血症の人などは、暖房器具による乾燥に注意し、水分を十分に摂取する必要がある。また、身体が急激な温度変化にさらされないように留意して、寒冷環境下での激しい作業は減らすことが望ましい。AEDの設置場所や使い方を確認しておくこと。

4. 寒冷環境における防災ボランティア活動の事前対策

- ・ 寒冷環境において想定される活動を下記に示しました。これらのような活動を行うことを前段に想定される事前対策として考えられるものを紹介します。

① 想定されるボランティア活動

①訪問活動（見守り活動）

寒冷環境下においては外出がしにくくなるため、特に高齢者は家にこもりがちになります。このような地域の高齢者をはじめとした地域の方々が高齢期の間、安心して暮らせるように、安否確認や福祉相談、話し相手になるといった活動があります。

②復旧作業など

通常行われている後片付けなどの復旧作業についても、作業が行われる時間帯、季節、場所などによっては、寒冷環境下での活動となる場合があります。通常の環境では安全な作業であっても、寒冷環境では健康リスクなどが高まることもあるので留意したほうがよいでしょう。雪が積もった状況（雪環境）での作業も想定されますが、雪でつぶれた家屋の片付けは非常に危険であるため、この情報・ヒント集では対象と考慮していません。

③雪処理作業（除排雪）

この「情報・ヒント集」では、雪処理活動に係る防災ボランティア活動としては、安全が確保された環境での作業のみを対象としており、屋根の雪下ろし、軒先の除排雪など技能が必要な作業や危険を伴う作業は対象としていません。

（参考）関連するボランティア活動例

○野外イベントへの参加

自然環境を活用したイベントなどは、寒冷環境下で開催されることも多くあります。このようなイベントでは、ボランティアが募集されるケースがあります。このようなイベントは、地域の活性化に役立つため、その開催に協力することは、その地域への貢献になるでしょう。特に、過去に被災した地域において開催された場合、被災地の復興などにも役立つものとなるでしょう。

○通常業務の代行・支援、日常生活の支援

豪雪などによって、平常時の体制では業務や生活が立ち行かなくなつた場合、現地の人が寒冷環境対策に専念できるように、ボランティアが事務作業や電話番など軽易な業務や、買い物や家事などを代行または支援することもあります。

（2）活動基盤の確認

- ・ トイレ、着替場所、休憩場所などが確保されているか確認しましょう。また、暖房がキチンと効いているか確認しましょう。気温の急激な変化による疾病を防ぐためです。
- ・ 医療施設、AEDの設置場所と使用方法を確認しましょう。

（3）自己の健康状態の把握（日常的な心得）

- ・ 寒冷環境下では身体的に様々な影響を受け、疾病や傷害のリスクも高まります。日常生活では支障がないような疾患でも、悪化する場合があります。
- ・ 事故を防ぐためにも、活動を行う前に、健康状態を良好にしておきましょう。
- ・ 活動する前日、活動期間中の飲酒は控えましょう。飲酒によって引き起こされやすくなる疾病もあるためです。

（4）ボランティア保険等への加入

- ・ 活動中におこる様々な事故から参加者を守り、安心して活動を行うことができるように、事前にボランティア保険へ加入することを推奨します。加えて寒冷環境下においては、前にみたように、疾病が誘発されることも多いので、生命保険への加入をお勧めします（学生、未就労者などは、生命保険に加入していない場合があります）。

※ 参加者の引き起こした損害や参加者自身のケガや疾病等に対応するため、募集者が事業者保険に入るとよいでしょう。

参考情報

平成18年度版ふくしの保険ホームページ <http://www.fukushihoken.co.jp/pamphlet/shakyou.pdf>

(5) ボランティア活動直前の準備（寒冷地域以外の場合）

① 現地の情報収集

- ・ 寒冷地域に行く前に、必ず、ボランティアの募集状況、天候（活動を予定している期間）、交通機関の運行状況、交通規制といった情報を収集し、現状把握をしましょう。特に、気象・天候、地理など、自分が住んでいる地域との違いを把握し、どのような準備が必要か確認しましょう。
- ・ 現場で活動を行ううえで、降水、風、気温、湿度などの影響を考慮から考えるのではなく、事前に活動基盤などを考えておく必要があります。
- ・ 寒冷環境下では天気（風の強さ、気温など）が変わりやすいので注意が必要です。短時間でも大きく変わることがあります。また、平野部の狭い範囲でも状況が大きく異なることがあります。気象情報、予警報をはじめ、テレビの天気予報などで得られる情報はあくまでも概説です。情報の入手先として、気象庁や民間気象会社のウェブサイトでだけでなく、都道府県や政令市などが地域密着型の気象情報を発信している場合はそれもチェックすることが望ましいです。
- ・ 地域性のある詳細の情報は地元気象台で把握することはできません。ただし、時間帯によっては、応答できない場合もありますので注意が必要です。

【参考情報】

気象庁（地元気象台） <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
民間気象会社 例：気象協会 <http://tenki.or.jp/>
各自自治体のウェブサイト
気象庁の天気相談所

② 健康状態を整える／家族等への説明、連絡

- ・ 寒冷環境下では、日常生活に支障がない、あるいは治療が必要な傷病でも、現地で悪化したり急な発作が起こる場合もあります。また、被災地である場合、医療事情が悪かったり交通機関がマヒしている場合もあります。そのため、持病のある方、治療中の傷病がある方、定期的に検査等を必要とされている方、内服薬などを常時携帯している方などは、医師に相談してください。さらに出発直前には、過労、寝不足、多量の飲酒などが無いように健康管理に留意する必要があります。
- ・ 現地に家族から安否確認の連絡が入り、混乱した事例もあることから、家族等に行き先、期間、緊急連絡先、活動内容などについて伝えましょう。

(6) 寒冷環境下での装備・用具

- ・ 自分の宿泊先や活動に必要な用品（食事、衛生管理に必要なもの等）は自分で準備、確保することが原則です。また寒冷地域といっても地域によって状況が異なるため、必要と思われる装備・用具を現地のボランティアセンターなどに確認し、事前に購入できるものを用意するとよいでしょう。
 - ・ 現地の情報や予定している活動内容に踏まえ装備・用具を選択するのがよいでしょう。
 - ・ 装備・用具については、体温低下による身体への影響をできるだけ抑えるために体を冷やさないように配慮する必要があります。また、寒冷対策として衣類を着込むことで通常より汗をかく可能性が高いため、着替えの準備は必須です。
 - ・ 現地では、衣類などを乾燥させることができないうちが多いので、十分な量の着替えを持ってきてください（特に靴下、肌着など）。衣類などは容易には乾きません。また、濡れた衣服を干すと室内に臭いや湿気がこもります。周囲への配慮のため、干す場所に気をつけるとういでしょう。
 - ・ 装備・用具は、汚れたり、破れたり、壊れたりする可能性があることを考え選びましょう。装備・用具を守るためにケガをした例がありますが、それでは本末転倒です。
- #### ① 衣類
- ・ 動きやすい素材のもの（フリースなど伸縮性のある素材）で、着脱が容易なものがよいです。
 - ・ 体温調節がしやすいように、原則して、薄手のものを重ね着するようにしましょう。
 - ・ 衣類は、腰と背中部分を十分に覆うようにします。
 - ・ 衣類は、内部の温度を調節しやすいように、首、手で、手首などの開口部があげやすいものがよいでしょう。
 - ・ 外気温は時間や天候によって変化し、また作業の前後では体温にも違いがあるため、作業中、作業後も、意識して、こまめに衣類の調整を行いましょう。



参考画像：フリースなど伸縮性のある素材の衣服

- ・ その他の装備として、携帯電話、ラジオ、ライト（ヘッドライト等）、筆記用具（ノート、ボールペン、マジックペンなど）、食料（飴・水砂糖、レーズン、温かい飲み物など）があれば便利です。必要に応じて、護身・防犯用品（チカカン防止のブザー、笛など）があるとよいでしょう。

⑦ 自動車の装備

- ・ 公共交通機関がある場合は、原則として、公共の交通機関を利用してください。
- ・ 公共交通機関がない場合は、例外的に自動車を利用せざるをえない場合もあります。なお、その場合、必ず、現地に駐車場を確保した上で出発してください。
- ・ 例外的に、自動車を利用する場合は、以下の点に注意してください。

- ・ 寒冷地域での運転経験がなければ運転しないください。
- ・ 車中泊はしないでください。（エンジンをかけたまま車中泊すると、「一酸化炭素中毒のおそれがあります。また、車中泊そのものが、いわゆる「エコノミークラス症候群¹⁾」の原因にもなります。いずれも、命にかかわります。）
- ・ 寒冷地域で自動車を利用する場合には、自動車の装備の確認が必要です。寒冷環境下では、バッテリーの動きが鈍くなりエンジンがかかりにくくなるなど、他の地域とは異なったトラブルが発生するため、自動車に寒冷地仕様を設定されています。また、各メーカーによって内容が異なるため、装備の内容について確認しておくといでしょう。
- ・ 軽油は気候、気温等によって成分調整をしているため、ディーゼル車の燃料（軽油）は現地で購入するとよいでしょう。ラジエーターやウォッシュャータンクの中身も不凍液と交換しましょう。ワイパーも寒冷地用に交換する必要があります。
- ・ 雪用タイヤの装着が必要です。また、ブースターケーブル・ミニシヤベル・古毛布・アイスクレーパー（窓ガラスの氷を削る器具）・ウエス（内側からの曇り拭き）を必ず持つようにしましょう。

5. ボランティア活動について

(1) 活動直前に行うこと

① 健康状態のチェック

- ・ 必ず健康状態のチェックが行われるようにしましょう。
- ・ 事前にチェックすることで、自らの健康状態に意識することになります。これによって、自分の年齢、体力、健康状態への適信による過度の作業を抑制することができます。
- ・ 自らの健康状態を意識するために血圧を測定する場所を設けた例もありました。

¹⁾長時間、同じ姿勢を保持した結果、特に下肢の圧迫と水分不足により、「血のかたまり(=血栓)」ができ、これが血管を通じて肺の「血管を詰まらせる(=塞栓)」ために、深刻な状況になり、場合によってはにいたるもの。なお、これが、脳に運ばれれば「脳塞栓」、心臓に運ばれれば「心筋梗塞」となる。

② 手袋類

- ・ 寒冷環境下の活動の際には、原則として手袋をもちましょう。
- ・ 保温性に優れたものがよいでしょう。
- ・ 濡れる可能性がある場合、防水性のあるものが必要です。
- ・ 活動に差し支えない範囲で、ややゆったりのサイズのものを選びましょう。

③ 帽子等

- ・ 体温低下を防ぐためにできるだけ帽子をかぶりましょう。
- ・ 帽子は風を通さないものがよいでしょう。
- ・ 耳や首まわりを冷気や濡れから保護するためにイヤーマフやネックウォーマーを活用しましょう。
- ・ 凍結路等を移動することが考えられる際には、高齢者や慣れていない方は、転倒に備え、後頭部を保護するヘルメットを着用することもよいでしょう。

④ 履物類

- ・ 素材や形状は保温性に優れているものが良いでしょう。（保温素材入りのハイカットやブーツなど）
- ・ 厚手の靴下を履くことを考えた大ききさのものを選びましょう。

⑤ バッグ（往復時及び現場活動時）

- ・ リュックサックやデイベッグなど、重心が偏らず両手が自由に使えるものようにしましょう。
- ・ ポストンバッグや、肩掛けバッグは、重心が偏ったり片手しか使えないため不適です。
- ・ 大きなバッグの他に、活動用に小さなデイベッグを持っていくと便利です。

⑥ その他携帯するもの

- ・ トイレ用の紙を活動中も常に身に付けて、いつでも不安なくトイレにいけるようにしておきましょう。
- ・ 常備薬がある方は、多めに携帯し、身に付けるようにしましょう。
- ・ コンタクトやメガネの方は予備のメガネを用意するようにしましょう。
- ・ 健康保険証のコピー、ボランティア保険の受領証のコピーも念のため用意することが望ましいです。
- ・ 自分自身の緊急連絡先、血液型、アレルギーの有無・種類、既往症などを記入したカードを身に付けておきましょう。
- ・ 必要なものを購入するためにある程度の小銭を身に着けておきましょう。また、携帯電話が繋がらない場合に備えて、テレホンカードや小銭を用意しておきましょう。
- ・ 使い捨てカイロ、ハンソウコウ、消毒薬、包帯、うがい薬、風邪薬、頭痛薬、胃腸薬、ビタミン剤、衛生用品、日焼け止め、リップクリーム、ハンドクリームなどを必要に応じて用意しましょう。
- ・ 携帯しやすいコンパクトな周辺の地図を用意します。
- ・ 気候の変化によって移動が困難になることも想定されます。宿泊することを想定し、タオルと石鹸、歯ブラシ、歯磨きのなどの洗面用具を準備しておくとい良いでしょう。

参考：活動当日の健康チェックカードの例

氏名	
住所	
電話番号	
緊急時連絡先	
年齢	
ふだんの血圧	/
心臓病	ある ・ ない
治っていないケガ	ある ・ ない
その他の病気	ある () ・ ない
血液型	A ・ B ・ AB ・ O
・除疫作業の重労働に従事される方の健康状態のチェックにご利用いただけます。	
・高血圧の方、心臓病の方、その他病気の方は、重労働の作業をお断りすることもございますが、なにとぞご了承下さいませ。	
・治っていないケガがある場合は、泥水に傷口が触れて化膿するなどの可能性があるため、医師、看護婦、保健婦に相談してください。重労働の作業をお断りすることもございますが、なにとぞご了承下さいませ。この場合、軽作業をお願いすることがあります。	
・作業を行う際、自分の周りの方がかぶったりしていたり、へたりこんでいたりしていないか、お互いに注意しましょう。	
・健康チェックで異常がない方でも、作業中、身体の不調がございましたら、直ちに作業を中止し、周りの者に声をかけて下さい。	

・何か、異常やトラブルなどがありましたら、直ちに作業チームのリーダーに報告してください。
 出典：「災害ボランティアの安全衛生対策マニュアル VER4.1」
 (www.rescuenow.net/other/anzhen_manual_ver4.pdf)

②オリエンテーション（チームの確認、作業内容の把握）

- ・活動のためのオリエンテーション（事前説明）を聞き、留意すべき事や心得を理解し、それを実践するように心掛けましょう。オリエンテーションが行われない場合でも、活動の1日の流れを把握し、現場の状況について理解し、活動内容の見直しをつけておきます。
- ・疑問があれば、質問し、すぐに解決できるように心がけましょう。
- ・そのときに、安全な活動の確保（天候の変化への対応、ケガや病気の際の対処など）のために、グループ毎に1名、状況を判断する役割の人（リーダー）を決め、グループ以外の方にも知らせておきましょう。
- ・リーダーとは別に、メンバーの安全な活動を見守る役割（安全管理者）を置くこともよいでしょう。
- ・緊急時の連絡先や連絡方法などを盛り込んだ対応要領を、あらかじめ決めておき、その内容をカードにまとめてオリエンテーション時に参加者に配布するやり方もあります。（あらかじめ決めておくべき対応要領の項目の例は資料編を参照）
- ・また、活動における心得を再確認することが求められます。特に寒冷環境に慣れていない方は、自分が寒冷環境に対して素人であることを自覚することが、事故の防止につながります。

参考：内閣府・防災ボランティアの『お作法』集（平成17年度）

<http://bousai-vol1.jp/kihan/index.html>

③装備や天候の再確認

- ・活動に入る前にその日の天候を確認し、装備・用具を再検討します。出発時の気温が高くても、活動現場と温度差がある場合もあるため、防寒具、着替えは忘れずに持って行きましょう。
- ・寒冷環境下では、突風や落雷に留意し、活動中でも気温と天候の変化には、特に敏感になった方がよいです。
- ・詳しい装備・用具の内容については、「4. 寒冷環境下における防災ボランティア活動の事前対策（6）寒冷環境下での装備・用具（P.9～）」を参照してください。

④準備運動

- ・外に出た直後はすぐに激しい活動をせずに、必ず、準備運動を十分に行ったほうがよいです。（急激な気温の変化に体を対応させるため）
- ・訪問活動など、運動量が少ない活動の場合でも必ず行なったほうがよいです。
- ・寒冷環境下では筋肉、関節、腱が硬くなるため、首、手首、足首、股関節、腰等を動かすことによいです。

(2) ボランティア活動中

①現場への移動

- ・暖かい室内から寒冷な室外に出るときは、急激な温度変化から身体を守るために、その日の現地の状況に適した装備であるかを確認しましょう。
- ・また、寒冷環境下では、転倒の危険性があるため、路面の凍結などに注意しましょう。

②人数の確認

- ・活動開始直前、終了後、そのた休憩時など活動の区切には、常にグループの人数がそろっていることを確認しましょう。

③健康管理

【時間の管理と適切な休憩】

- ・身体への影響を考えると、作業を一定時間以上続けることは避けたほうがよいです。例えば、1時間に15分程度は休憩をとるようしたり、疲労度に応じてさらに休憩時間を延長したり休憩回数を増やすようにするのがよいでしょう。
- ・自分の体力を過信せずに、声を掛け合って、きちんと休憩を取ることが大切です。
- ・このため、交代で休んでいる方が、タイムキーパー役を行うことも考えられます。
- ・また、休憩場所は、みんなですぐに使える場所なので常に整理、整頓、清潔を保つようにします。
- ・1日の活動時間は1時間の昼食休憩を含めて6時間以内を目安とします（日没後は急速に気温が下がることが、視野が悪くなること、道路が凍結する可能性もあること等が考えられます）。

【適切な食事】

- ・食事は各自が確保し、現地や受け入れ先の負担になることを避けるのが常識です。

- ・ 寒冷環境下における作業は、多くのエネルギーを必要とするため、食事は非常に重要です。朝食は、必ず活動前に摂り、昼食も抜かず、食事抜きで活動することのないようにします。可能であれば、食べ物や飲み物は余分に持って行くことが望ましいです。
- ・ 食事により発生したごみなどは必ず持ち帰るようになし、清潔で冷涼な場所に保管することを目指します。

【水分とミネラル¹⁾の補給】

- ・ 脱水症の防止のためにも、食事の際に、水分とミネラルをキチンととったほうがよいです。
- ・ 寒冷環境下では、脱水症状が進行しやすくなります。このため、休憩のたびに水分とミネラルを適量とるようにします。水分をとる際には暖かいものが望ましいです。濃いお茶やコーヒー、ビール等は、利尿作用があるカフェインやアルコールが含まれているため不適です。

④ トイレの確保など

- ・ トイレに行きやすくするため、できるだけ活動場所の近くに確保することが望ましいです。
- ・ トイレの数は、活動が予定される人数、性別、年齢に十分に見合った数が望ましいです。
- ・ ポラテンティアを受け入れる窓口がある場合、その受入担当者が、事前に活動依頼があったところでトイレが借りられるよう相談しておくことよいでしょう。
- ・ 円滑な活動の維持のために、屋外などでなく決められた場所のトイレを使うようにします。
- ・ 休憩の度にトイレに行くことが望ましいでしょう。

⑤ 休憩・暖房

- ・ 原則として、暖房された屋内で休憩をとるようにしましょう。
- ・ 休憩場所に体温計や血圧計があれば測定し、自分の健康状態を客観的に確認するのもよいでしょう。
- ・ 暖をとるために「たき火」を行うことは火事を起こす危険性があり、また、衣類に燃え移る危険性もあるので避けましょう。同様にタバコの火の始末にも十分気をつけましょう。

⑥ ケガや病気の防止・対処

- ・ 活動中、ケガや病気を発生しないように予防を心がけましょう。特に、気温によって氷や雪の状況は大きく異なります。気象情報や天候の変化には十分に注意する必要があります。警報などが発表された場合には、活動を中止しましょう。
- ・ 万一、活動中に倒れたり側溝に落下したりした場合、発見されにくいことがあります。このため、またお互いに体調や行動の確認を行うことができるように、活動中や移動する際は、基本的に2人以上で行動しましょう。
- ・ ポラテンティア活動に没頭するあまり、自己の体調の変化に気づかないことがあります。天候など周囲の環境のささいな変化にも留意することがよいでしょう。状況変化に応じて、

¹⁾ ナトリウム、カリウムなど身体が必要とするイオン（電解質）。市販のスポーツドリンクやアルコール飲料を数倍に薄めたものや、家庭等でつくられるレモネードに塩少々をいれたものでも摂取できます。

作業を中止することは、現地に余分な負担をかけないためにも必要なことです。

- ・ 活動中に体調の不調を感じたときは、ただちに活動を中止し、リーダーに報告します。その後、すみやかに活動から離れて医師や看護師の診察を受けるようにします。また、活動中にけがをした場合も、傷口の消毒や手当は迅速に行うようにしてください。破傷風¹⁾（死ぬ可能性もある病気です）の危険があります。
- ・ ポラテンティア活動後、帰宅してから身体に異常を感じた場合は、医師の診察を受けるようにしましょう。

参考：消防団におけるポンプ操法訓練活動中の心臓疾患・脳血管疾患事故の防止策

訓練中に次のような症状を自覚した場合には、訓練途中であってもすぐに休む。

- ・ 胸痛、動悸、息苦しさ
- ・ 頭痛、めまい、耳鳴り、脳力感、四肢のしびれ、下肢のもつれ
- ・ 熱感、過度の疲労感、吐き気
- ・ いらいらして落ち着かない、集中できない

出典：平成18年 消防団ホームページ <http://www.fdma.go.jp/syobodan/houkokusyuo/total.html>

⑦ 防災ポラテンティア活動におけるストレス

- ・ 一日の活動でもストレスによる心身の変調が起こる場合があります。
- ・ 活動においては、ふだん接しない人と接することもあるため、気がつかないうちにストレスが溜まっている場合があります。本人はストレスに気づかないことが多いので、「自分だけは大丈夫」と過信してはなりません。
- ・ ストレスにはいろいろな種類があり、それぞれの症状について知ることがストレスへの対処に役に立ちます。
- ・ 作業中に気分が悪くなるなど症状が出た場合は、作業を中断するのがよいでしょう。また、作業後、該当する症状が出た場合は専門医の診察を受けるのがよいでしょう。

（参考）ストレスの症状として考えられるもの

以下の症状が5～6項目以上ある場合は注意が必要である。

- ・ ケガや病気になるややすい
- ・ 何をしても面白くない
- ・ 不安がある
- ・ 状況判断や意志決定にミスをする
- ・ じつとしていられない
- ・ 人と付き合いたくない
- ・ いらいらする
- ・ 物事に集中できない
- ・ すぐ腹が立ち、人を責めたくなる
- ・ 物忘れがひどい
- ・ 問題があるとわかりながら考えない
- ・ 気分が落ち込む
- ・ よく眠れない
- ・ 頭痛がする／発疹が出る

出典：平成10年『赤十字防災ポラテンティアコーディネートマニュアル』 日本赤十字社

¹⁾ 破傷風は潜伏期間があり、活動後に発症する可能性があります。

(参考) 数日以上、ボランティア活動をした場合に陥りやすい症状

“私だけが”症候群	自分が万能になったような気分になり、八面六臂の活躍をするが、自分しかできないかと思いつき、休みなく働きつづけてたり、人に任せることができなくなってしまう。
燃え尽き症候群 (burn out)	その人の能力や適応力のすべてを使い果たした極度の疲労状態をいい、仕事から逃避したり、酒におぼれたり、逆に仕事に没頭したりする。また同僚や被災者につらく当たったり、冷笑的になったりする。
被災者離れ困難症	はじめは被災者から感謝され、ボランティアは満足感を得るが、やがて被災者が自立できるようになり、援助の必要が減少すると、感謝されなくなり、自分が拒否され、不適合になったような気持ちに陥る。
“元に戻れない”症候群	日常生活に復帰したときに自分の居場所を失ったような疎外感を感じたり、自分の衝撃的で貴重な体験が評価されず失望や怒りを感じたり、まだ終わったような気がせず、平凡な日常の仕事ができなかったり、いろいろなことをいう。

出典：平成10年『赤十字防災ボランティアコーディネーターマニュアル』 日本赤十字社

(3) ボランティア活動後

①衛生管理・留意点

- ・ 活動終了後は、必ず手洗い、うがいをするのが一般的です。
- ・ 作業後は、必ず肌着を着替えてください。着替える際は必ず暖かい部屋の中で行って下さい。汗をかいていないようでも衣服のなかに大量の湿気を溜めているためです。この湿気を体を冷やし健康を害します。
- ・ 活動後も水分とミネラルを適宜補給しましょう。
- ・ 作業直後の入浴は、心臓や血管に負担がかかるため避けましょう。脱衣・入浴は、身体に急激な温度変化が生じないように注意しましょう。(脱衣場とお風呂場はあらかじめ暖めておくとうよいでしょう。)
- ・ 感染症などの場合、すぐに症状が出ない場合があります。ボランティア活動後、体調に変化があった場合は速やかに病院に行き、医師の診断を受ける必要があります。

②クールダウン

- ・ ボランティアもストレッチを受けることがあります (前ページ参照)。

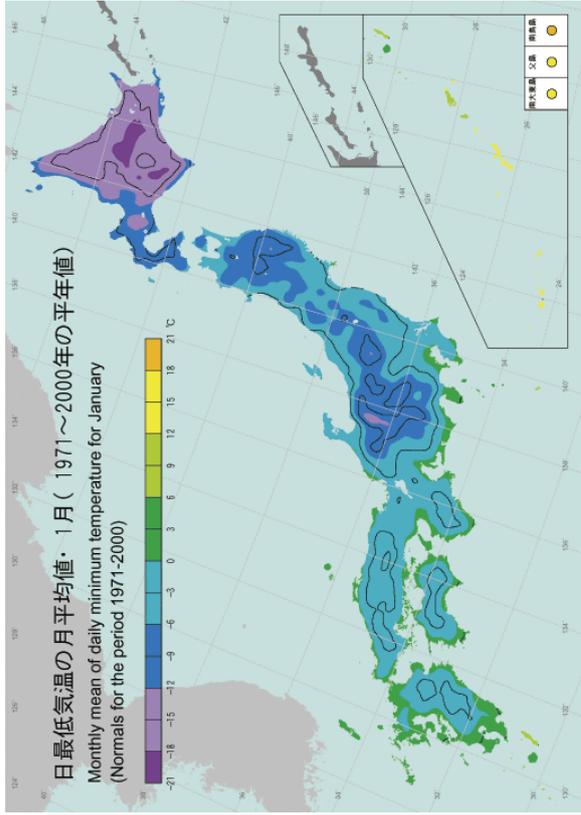
参考：ボランティアのクーリングダウン (Cooling down)

いきなり被災地から自宅に帰ってしまうと、ボランティア自身が傷ついてしまうのです。バーンアウト (Burn out) といいますが、被災地での生活を体験して感情的に高揚した状態から、急にあたり前の日常に戻ると、まわりの人がとても小市民的に見える。とてもずるいように見えることがよくあります。もっとはっきりいえば、自分だけが周囲から浮いてしまった状態になってしまうのです。そうになると、今度はその人が周囲の人たちと問題を起し、まわりから弾き飛ばされてしまう危険があります。ですから、基本的には被災地の現実から日常の現実へゆっくりと移行させていく必要があります。これをクーリングダウンといえます。

出典：『率先市民主義 防災ボランティア論 講義ノート』林春男

資料編

表1 日最低気温の月平均 (1月)



出典：気象庁 <http://www.data.kishou.go.jp/etrn/index.html>

表2 ささまざまなレベルの手指温度での手指作業遂行能力にたいして推定される大まかな影響

指先の温度	症状
摂氏 32~36 度	手先が自由に動く
摂氏 27~32 度	手先が動きにくくなる
摂氏 20~27 度	細々とした手先作業が遂行しにくくなる。持久力が低下する
摂氏 15~20 度	全体的な指先作業が遂行しにくくなる。時折痛みも感じる
摂氏 10~15 度	全体的な筋力が低下する。痛みを感じる
摂氏 6~8 度	皮膚感覚がなくなってくる。暖かさを感じなくなる
摂氏 10 度以下	しびれ感がする。簡単な作業ができなくなる
摂氏 0 度以下	組織の凍結

症状は個人差があると思われる。

Ingvar Holmner 他「寒冷環境と寒冷作業」

「ILO 産業安全保健エンジニアングペディア」等を参考に作成

表3 冷却による反応：さまざまなレベルの低体温症の目安となる身体の反応

段階	核心温度 (摂氏度)	生理的反応	心理的反応
正常	3.7	正常な体温	温熱中立感覚
	3.6	血管収縮、冷たい手と足	不快感
軽度の低体温症	3.5	激しいふるえ、作業能力の低下	判断力の低下、見当障害、感情鈍麻
	3.4	疲労	意識があつて、反応できる
	3.3	ごちちなさ、つまずき	
中等度の低体温症	3.2	筋肉硬直	意識消失の進行、幻覚
	3.1	弱々しい呼吸	意識もうろう
	3.0		昏睡
	2.9	神経反射がなく、心拍数が低下しほとんど感覚がない	
重度の低体温症	2.8	心臓の律動異常(心房もしくは心室の、またはその両方の)	
	2.7	瞳孔が光に反応しなくなり、深部の腱と表在の反射がなくなる	
	2.5	心室性細動または不全収縮のための死亡	

Ingvar, Holmer 他「寒冷環境と寒冷作業」
「ILO 産業安全保健エンサイクロペディア」等を参考に作成

補足1 雪環境下における一般的注意事項

はじめに：「補足1 雪環境下における一般的注意事項」を読むにあたって

この補足「雪環境下における一般的注意事項」は、寒冷環境下のうち、冬期には東北以北、日本海側、高地に積雪地帯が広く分布することから、雪環境下特有のリスク等を認識していただくために設けたものです。

雪環境下で活動・移動する場合には、**まずは「本編」を十分理解した上で**、さらに以下の「補足1 雪環境下における一般的注意事項」を参考に、雪環境下での安全な活動を確保するように留意してください。

また、例外的に、防災ボランティア活動として雪処理作業を行う場合は、本編、補足1及び補足2全てを熟読してください。

(この補足を設けた理由)

雪の質は、隣あう集落で異なるだけでなく、日によって、時刻によって、年ごとにも変わります。また、雪による疾病やケガは、積雪地に生まれ育った人においても多数発生し、屋根からの落雪や、積雪に伴う水路等への落下による死傷者が発生していることを最初に十分理解する必要があります。

寒冷環境下で生活されている方でも、平成18年豪雪や平成19年の暖冬のような通常の冬季と異なる際には、「慣れ」が事故を産む可能性が高くなることにも留意してください。

雪国にも多くの方々が日常の生活を送っているものの、**雪環境下の作業の危険性は十分に認識する必要があります。**

特に雪環境での事故は、基礎知識の欠如によるだけでなく、逆に「長年、雪と接してきたから」という慣れや過信によるものも多いと考えられます。その意味でも、改めて雪環境に対する注意事項を確認し、行動に反映させる必要があります。

また、活動するもの同士が、お互いに声を掛け合っており、常に天候、年齢、体調等を見て、場合によっては、活動を諦めてもらうなどの心構え、またそのようなことをキチンと話すことのできる環境づくりが大切です。

雪の事故は同時に複数人が巻き込まれることも多いので、離れた場所で作業を見守る係を置いたり、定期的に現場を巡回するような手順を定め、異常があれば一斉に人数が集まり救助し、速やかに救急救命、搬送ができる体制を整えておくことが大切です。

この補足は、そのような自己や相互の心構えや声かけに対する参考情報の1つとしてご提示するものです。

1. 寒冷環境下での装備（降雪・積雪している場合）

- 本編「4. 寒冷環境下におけるボランティア活動の事前対策（5）寒冷環境下での装備（P.7～）」にも同様の内容を掲載しているものもありますが、本項では**雪環境下において防災ボランティア活動を行う際に必要な情報を追記してあります。**

（1）自動車について・現地への移動手段

- 公共交通機関がある場合は、原則として、公共の交通機関を利用してください。
- 公共交通機関がない場合は、例外的に自動車を利用せざるえない場合もあります。なお、その場合、必ず、現地に駐車場を確保した上で出発してください。
- 例外的に、自動車を利用する場合は、以下の点に注意してください。

- 寒冷地域での運転経験がなければ運転しないください。
- 車中泊は、低体温症によって命にかかわるおそれがあります。
- エンジンをかけたまま車中泊や長時間停車すると、一酸化炭素中毒やいわゆる「エコノミークラス症候群」によって命にかかわるおそれがあります。特に、積雪環境では、車の周囲の雪の壁により、排気ガスがより滞留しやすくなります。車庫など閉鎖環境では、特に危険です。
- 積雪がある場合、原則として余分な自動車を停めるスペースはありません。また、安易に路上駐車することは、積雪で道路幅が狭くなるため道路交通、現地の除雪活動の妨げになります。
- そのため、訪問する先に対して事前に連絡をし、駐車する場所を確保してもらう必要があります。
- 寒冷地域で自動車を利用する場合には、自動車の装備の確認が必要です。寒冷環境下では、バッテリーの動きが鈍くなりエンジンがかかりにくくなるなど、他の地域とは異なったトラブルが発生するため、自動車に寒冷地仕様を設定されています。また、各メーカーによって内容が異なるため、装備の内容について確認しておくことがよいでしょう。
- 軽油は気候、気温等によって成分調整をしているため、ディーゼル車の燃料（軽油）は現地で購入するとよいでしょう。ラジエーターやウォッシュタンクの中身も不凍液と交換しましょう。ワイパーも寒冷地用に交換する必要があります。
- 雪用タイヤの装着が必要です。また、ブースターケーブール・ミニジャヤベル・古毛布・アイスクレーパー（窓ガラスの氷を削る器具）・ウエス（内側からの曇り拭き）を必ず持つようにしましょう。
- 積雪環境では、一般道であっても、除雪車や様々な重機が往來しますので、特に注意しましょう。（重機のおペレレーターからは、周りの車が見えにくいこともあります。）

「長時間、同じ姿勢を保持した結果、特に下肢の圧迫と水分不足により、「血のかたまり(=血栓)」ができ、これが血管を通じて肺の「血管を詰まらせる(=塞栓)」ために、深刻な状況になり、場合によってはにいたるもの。なお、これが、脳に運ばれれば「脳塞栓」、心臓に運ばれれば「心筋梗塞」となる。

（2）雪環境下での装備・用具について

- 自分の食料や寝る場所、衛生管理に必要なものなどは自分で準備、確保することが原則です。また寒冷地域といっても地域によって状況が異なるため、必要と思われる用具を現地に確認するとよいでしょう。
 - 装備は活動地域の自然条件などに適したものを選ぶのがよいでしょう。現地から必要な装備などの情報を入力し、事前に装備を調べ現地に向かいましょう。（現地では、需要増加や物流状態などの影響により購入出来ない場合が考えられます。）
 - 装備・用具については、体温低下による身体への影響をできるだけ抑えるために、身体を冷やさないように配慮する必要があります。また、寒冷対策として衣類を着込むことで通常より身体まわりの湿度に湿度がたまりやすくなり、着替えを準備しておきまよう。
 - 着替えとして、下着、シャツ、タオル、手ぬぐい、手袋などを用意します。湿度を感じたら、あるいは活動後ただちにに取り替えられるよう複数用意し、出し入れしやすいように準備しておくことよいでしょう。
 - 現地では、衣類などを乾燥させることができないう場合が多いので、十分な量の着替えを持ってきてください（特に靴下、肌着など）。衣類などは容易には乾きません。また、濡れた衣服を干すと室内に臭いや湿度がこもります。周囲への配慮のため、干す場所を気をつけるとよいでしょう。
 - 装備・用具は、汚れたり、破れたり、壊れたりする可能性があることを考え選ぶとよいでしょう。高価な装備・用具を守るために自分がケガをしては本末転倒です。
- ### ①衣類（上半身）
- 温度調節が容易に出来るように、薄手のものを重ね着することが望ましいです。
 - 活動場所によっては、着替える所がない場合があります。そのため、背中にタオルを入れ、汗をかいたらずぐに取り替えるようにすると、着替える手間も省け、体温調節も簡単にできます。
 - 肌着も含めて服の素材は、熱を逃がさず、肌から出る水分（水蒸気）を効率的に外部に排出できるもの（化学繊維等）を選ぶと良いでしょう。
 - 重ね着の基本スタイルの例としては次のようなものがあります。
 - ✓ 肌着としては、速乾性のTシャツなど
 - ✓ 肌着の上には、温度調整機能に優れている長袖襟付きのシャツ^(注)
 - ✓ 長袖襟付きシャツの上には、保温のためのフリースなど^(注)
 - ✓ 一番上に防水・防風のために薄手の上着（ウインドブレーカーやヤッケなど）^(注)
 - ✓ 上着は、保温のため、腰のあたりで絞ることができるもの
 - ✓ 上着は、安全のため、目立つ色のもの
- (注) 天候や活動の状況によって重ね着の種類、枚数を調整します。
- スキーやスノーボードのウェアは、一見良いようにみえますが、温度を調整することが難しいものも多くあります。動きが制約されることもあり、疲れやすさという短所もあるのを気を付けましょう。
 - マフラーは、首に巻き付き事故の原因となる場合があります。首の保温は、ネックウオーマーがよいでしょう。

- ・ 雪環境であってもみぞれや雨に変わることもありますので、上着は防水性があるものが好ましいです。

②衣類（下半身）

- ・ 温度調節が容易に出来るように、薄手のものを重ね着することが望ましいです。
- ・ 肌着も含めて服の素材は、熱を逃がさず、肌から出る水分（水蒸気）を効率的に外部に排出できるもの（化学繊維等）を選ぶと良いでしょう。
- ・ 下半身の重ね着の基本スタイルの例としては次のようなものがあります。
 - ✓ 肌着の素材は速乾性のもの
 - ✓ 肌着の上には、保温の機能をもった速乾性素材のタイツ（ズボン下など）
 - ✓ タイツ（ズボン下など）の上に保護のためにトレパンなど
 - ✓ トレパンなどの上に保温・防水のためオーバーパーパンツなど
 - ✓ オーバーパーパンツは、暑くなつた場合やトイレのことを考え、容易に脱ぐことが出来るもの
- ・ 凍傷を防ぐために厚手の靴下を着用するとよいでしょう。また、濡れてしまった後では手遅れですので、湿気を感じたら取り替えるようにします。

③手袋類

- ・ 雪環境下の防災ボランティア活動に手袋は必須です。
- ・ 保温性・防水性に優れたものがよいでしょう。
- ・ 屋外で長時間作業等を行う場合は、透湿性に優れたものがよいでしょう。（雪処理作業用
- ・ 例外的に雪処理作業を行う場合は、保温性のある裏地付きゴム手袋など。（雪処理作業用ゴム手袋などの表示があるものを選びましょう。また、汗で濡れた場合や不意に濡らしてしまった場合を考え複数枚用意しておきましょう。）
- ・ 活動に差し支えない範囲で、ややゆつたりめのサイズのものを選びましょう。



参考画像：保温性のある裏地付きゴム手袋

④帽子等

- ・ 体温低下を防ぐためにできるだけ帽子をかぶりましょう。
- ・ 帽子は風を通さないものがよいでしょう。
- ・ 耳や首まわりを冷気や濡れから保護するためにイヤーマフラーやネックウォーマーを活用しましょう。
- ・ 晴天や薄曇りの昼間屋外での作業では、雪の反射によって目を痛めることがあります（雪目）。このためにもゴーグルやサングラスなどによる保護も必要です。
- ・ 凍結路等移動することが考えられる際には、高齢者や慣れていない方は、転倒に備え、後頭部を保護するヘルメットを着用することもよいでしょう。
- ・ 例外的に雪処理活動を行う場合は、頭部が冷えることで、判断などが鈍くなるおそれがあるため、ニット帽などで防寒することが求められます。その際、汗を吸収できるように、手ぬぐいなどを巻いた上からニット帽を被る場合もあります。

⑤履物類

- ・ 足首よりも浅い雪の場合は、動きやすい「スノトレ（雪道に特化した運動靴）」を選ぶと良いでしょう。
- ・ 足首よりも深い雪の場合や深さが分からない場合は、口が絞れる、保温性のある長靴が良いでしょう。他人の長靴と間違え易いため目印を付けておくとい良いでしょう。



参考画像：中敷きが分かれている長靴（左）、中敷きがボアの長靴（右）

⑥装備の調整

- ・ 外気温は時間や天候によって変化し、また作業の前では体温にも違いがあるため、継続的に意識的に衣類の調整を行う必要があります。雪環境下での活動は、想像以上に汗をかきます。また、防寒具を着ての重労働になるため、特に体温調節に気を配る必要があります。

- ・ 作業後には、また作業途中でも衣服に湿気を感じるようになった場合は、直ちに着替え、体を冷やさざないことが大切です

⑦その他携帯するもの

- ・ 本編「4. 寒冷環境下におけるボランティア活動の事前対策(5)寒冷環境下での装備(P.9)」を参照。

2. 寒冷環境における留意点(降雪・積雪している場合)

寒冷環境下における防災ボランティア活動の現場では、寒冷や積雪による潜在的な危険性が多々あります。地元の気候、天候、雪の性質などに詳しい方から注意点を聞き、気温や積雪の状態、路面の状態などに十分に留意しながら活動を行う必要があります。

(1) 天候等の確認

- ・ 雪環境下では通常の寒冷環境に加え、降雪や気温の変化がより著しいものになり、お天気(風の強さ、気温など)について、一層注意が必要です。

(2) 活動環境の確認

- ・ 作業に入る前に危険箇所を確認し、危険を回避する方法として目印(ポールなど)や見取図などを作成し、活動の参加者に周知することが考えられます。
- ・ 雪崩などのため警報(サイレンなど)が鳴る場合がありますので、あらかじめその種類と意味を確認しておくことよいでしょう。
- ・ 暖房された屋内にあるトイレ及び着替えのための場所があることを確認しましょう。
- ・ 特に寒さの厳しい地域では冬季、公衆トイレが閉鎖されるところもあります。

(3) 潜在的な危険性とその対応

① 屋根からの降雪

- ・ 屋根につもった雪はとてすべりやすくなっているため、屋根には「雪どめ」が取り付けられています。しかし最近では雪を屋根からすべり落とす「落雪式住宅」が増えており、庇(ひさし)の近くを歩くことは大変危険です。(屋根からの落雪は予想以上に速くまで届きます。)
- ☆ 屋根の雪を「雪」と考えてはいけません。重たく、巨大な氷の塊で、直撃されれば命を落とします。次の雪庇も同じです。

② 雪庇(せっぴ)

- ・ 軒先から雪がせり出ている状態を「雪庇」という。この雪庇の落下による事故も、毎年発生しています。そのため、狭い路地や軒下の周辺には近づかないようにしましょう。



写真提供：長岡技術科学大学 上村靖司氏

③ つらら

- ・ つららは根本も含め、重量のある氷の塊です。高所から、重量物が落下するため大変危険です。
- ・ 庇(ひさし)の下を歩くことは大変危険ですので近づかないようにしましょう。
- ・ 遊びでつららを落とす人がいますが、大変危険な行為です。ガスの配管などを壊す可能性があります。

④ 側溝・水路などへの落下の危険

- ・ 雪が積もったばかりの道路では、側溝・水路などがわかりにくくなっています。
- ・ 積雪の多い地方では、道路との境界を矢印や反射板などで示しているのですが、それを目安にするとういでしょう。ただし、すべての道路に目印があるわけではないので、踏んで落下しないように注意が必要です。
- ・ かなり深さのある側溝・水路などもあり、水が流れている場合さらに危険性が増します。

⑤ 路面の状況

- ・ 雪環境下では、道を歩くだけでも危険(転倒、落雪、車との接触など)を伴うことがあります。
- ・ 降雪や気温によってさまざまな路面状況となります。
- ・ 転倒の危険性があるため、手をふさぐことは好ましくありません。**転倒に備え常に両手はあけておきましょう。**

⑥狭い道幅

- ・ 道路の雪や、住宅敷地内の雪が路肩に溜まって、山のようになっている事があります。そのため、道幅が狭くなり、運転や歩行がしにくくなります。
- ・ また、歩行者が自動車をよけるために雪の山に踏み込んだ際、側溝・水路などに落下するおそれがあるため、十分な注意が必要です。

⑦道路横断などの留意点

- ・ 道路を横断する際は、大変滑りやすくなっているのに注意する必要があります。
- ・ また、歩行者は運転者からは見えにくくなっているため、無理な横断は避けます。さらに、自動車がスリップして思わぬ方向から突っ込んでくることもあるため、十分に警戒する必要があります。

⑧視界や足下が悪い場合

- ・ 路肩に溜まった雪は、人間の身長よりも高くなる場合もあり、見通しが悪くなります。また、吹雪いている時は1m先も見えない場合もあり、方向感覚が失われることがあります。
- ・ 徒歩による移動はなるべく避けましょう。そのため、地元ボランティア活動関係者の自動車に同乗させていただくことなどがあります。
- ・ なお、吹雪いて視界が極度に悪い場合は、安全な場所で移動せずに天候の回復を待ちましょう。
- ・ 防寒着などにより視界の幅が狭くなります。また昔も防寒着などにより聞こえにくくなります。行動する場合、周囲の状況を十分に確認しましょう。

⑨除雪車などの危険

- ・ 毎年、除雪車による巻き込みによる死亡事故や深刻な事故が発生しています。
- ・ 除雪車からは、大量の雪が勢いよく放出され埋まるおそれがあります。このため、作業中の除雪車には、決して近寄ってはいけません。
- ・ 最近では、一般家庭にも小型除雪機械が普及しています。通過するまでは、立ち止まって待ちましょう。

(4) 活動中・活動後の留意点

①活動中の留意点

- ・ 活動中、ケガや病気を発生しないように予防を心がけましょう。特に、気温によって氷や雪の状況は大きく異なります。よって、気象情報や天候の変化には十分に注意する必要があります。大雪警報などが発表された場合には、活動を中止することが望ましいです。
- ・ 屋根から雪やつららが落ちてくることもあるため、頭上にも注意を払い、軒先に近づかないようにしましょう。
- ・ 万一、活動中に倒れたり側溝に落下したりした場合、雪や枯れ葉などのため発見されにくいので、活動中や移動する際は、必ず複数で行動するようにします。
- ・ 寒冷環境下では、脱水症状が進行しやすくなります。このため、休憩のたびに水分とミネラルを適量とるようにします。濃いお茶やコーヒー、ビール等は、利尿作用があるカフェインやアルコールが含まれているため不適です。

②作業後の留意点

- ・ 作業後は、必ず肌着を着替えてください。着替える際は必ず暖かい部屋の中で行って下さい。汗をかいていないようでも衣服のなかに大量の湿気を溜めているためです。この湿気を体を冷やし健康を害します。
- ・ 活動終了後は、手洗い、うがいをしましょう。
- ・ 活動終了後もしばらくは、活動中と同様、水分とミネラルを適量補給しましょう。
- ・ 作業直後の入浴は、心臓や血管に負担がかかるため避けましょう。脱衣・入浴は、身体に急激な温度変化が生じないように注意しましょう。(脱衣場とお風呂場はあらかじめ暖めておくことよいでしよ)

参考：身近な屋根雪崩の恐怖 (rescuem@nifty より)

記録的な豪雪に見舞われたこの冬、雪が大量に降り積もった斜面での雪崩の危険性が高まり、各地で道路や鉄道などに大きな影響を与えた。さて、雪崩が起きるのは山間地だけなのだろうか？ そうではない。身近なところでも雪崩は発生する。2006年1月16日、福島県内の保育園で屋根から大量の雪が滑り落ち、園児1人が死亡、1人が軽傷を負った。

新しい柔らかな雪が少しずつ落ちれば良いが、屋根のこう配・形状・材料の劣化などの条件によっては、滑りが悪くなり、雪が塊となって落下することがある。日中気温が上って雪が解け、夜の冷え込みで浸み込んだ水が凍ると、軒先の雪は氷の塊となる。再び室温が上がり、融雪剤が潤滑剤となっていて、何トンもの雪が一気に滑り落ちることがある。

雪国では屋根に「雪止め」と呼ばれる金具を取り付け、雪が滑り落ちないようにしなければならぬ。雪止めをつけずに滑りやすい材料を屋根に葺き、雪が滑り落ちるようにした「自然落雪式」の屋根も普及しているが、屋根上に積雪があるときに庇(ひさし)の下に立ち入ることは大変危険だ。子どもたちは、上に注意を払うことはない。立ち入り禁止のロープを張るなどの対策を取るとともに、繰り返し危険性を教えなければならぬ。

1ナトリウム、カリウムなど身体が必要とするイオン(電解質)。市販のスポーツドリンクやアルカリイオン飲料を数倍に薄めたものや、家庭等につくられるレモンードに塩少々をいれたものでも摂取できま

<雪庇(せつび)の威力>

軒先から降り出した雪を「雪庇(せつび)」という。大量の降雪や吹雪によって、雪が次々と付着し大きく発達したものである。支えなしで宙づりになっているわけだから、支えきれなくなれば一気に崩れ落ちる。時間が経った雪は硬く重くなるため、その衝撃力は1メートル四方の塊で300キログラムにもなる。白くてキラキラする雪には恐怖を感じにくいのが、軒先に大型オートバイをつり下げているのと同じである。これに襲われればひとたまりもない。

比較的新しい柔らかい雪であっても、崩れた雪に埋もればそう簡単に抜け出せず、早期救助されなければ窒息死する。口の近くに空間があったとしても、30分以上生存することは難しいとされる。

雪庇は長い柄を付けたスコップや専用の器具で落とすしかない。その場合でも、真下で作業はせずに、大きく発達しないうちにこまめに落とすことが望ましい。ビルなどに積もった高い位置の雪を落とすことが難しい場合、その付近を立ち入り禁止にすべきであろう。全国で2004～05年の冬に落雪事故で亡くなった人は22人。2006年はすでに27人を数えている(総務省消防庁調べ、2月1日時点)。山の斜面の雪崩で亡くなった方は、昨年と今年合わせて2人(長岡技術科学大学調べ)。身近な危険にこそ注意が必要である。

<雪解けの季節が増える「水の事故」>

頭の上だけでなく足元にも注意が必要である。水である。冬の水は凶器になる。雪を流す流雪溝、池、プール、あちこちに水がある。道路わきの水路が、雪に覆われて隠れていることもある。雪解けの季節には、増水して流れが速くなり、気温が上がれば雪が軟弱化する。隠された水路に気づかず雪を踏み抜き転落すれば、小さな子どもなどは雪の壁をはい上がるのは想像以上に難しく、水流の速さで一気に雪のトンネルの中に流されることも考えられる。足腰の弱った高齢者も同様で、「こんなところで」というような、なんでもない水路でさえ死亡事故が起きている。新潟県で起きた雪の死亡事故の4分の1が水路の事故。これからの雪解けの季節、大雪のために至る所で水路が覆い隠されている。大雪のあとの春には特に注意が必要である。

<「不慣れ」が生む事故>

2006年1月13日、鳥取で除雪作業をしていた4人が屋根から落ちてきた雪に埋まり、2人が重体となった。雪止めのない屋根の下での除雪作業。雪を知り人が見れば、自殺行為である。豪雪に慣れた新潟でもすでに16人が事故で亡くなっているが、福井県や秋田県でも10人以上の死亡事故が起き、普段なら除雪をしなくて良いような地域でも事故が起きている。雪の怖さ、除雪作業の際の安全確保など、雪との付き合い方に慣れていない人に対して、「気をつけましょう」といった漠然とした注意喚起だけでは事故を防げない。正しい知識と経験、そして雪の怖さを甘く見ないことが肝要である。

豪雪地域であっても、20年続いた暖冬傾向が危険意識を薄れさせている。20年前の豪雪を知らない世代が、児童・幼児の親になっている。「軒下に近づかない」「水のそばに近づかない」と言い続けること。そして雪の怖さと安全確保のため、先人の雪国の知恵をもう一度思い出し、社会全体で対策に取り組みたい。(監修:レスキューナウ 文:長岡技術科学大学機械系講師 上村靖司)

(原書は掲載当時)

<http://rescuenow.nifty.com/cs/column/detail/060327000540/1.htm>

補足2：雪処理作業における一般的注意事項(素案)

「補足2」は、素案であり、今後の降雪期の状況を把握して見直しを行う予定です。この「情報・ヒント集」のみに頼らず、ご自身もさらに考え、関係者のアドバイスも積極的に受けてください。

はじめに「補足2 雪処理作業における一般的注意事項(素案)」を読むにあたって

防災ボランティア活動として雪処理作業を行うことは、危険を伴います。ふだんの生活で雪処理に携わっていない方々には不向きな作業も多いです。

「補足2」は、寒冷環境下のうち、冬期には東北以北、日本海側、高地に積雪地域が広く分布することを考え、**参考情報**として、**雪処理作業におけるリスク**等を認識していただくために最低限知っておいていただきたい事項を記したものです。**防災ボランティア活動として雪処理作業を行うことは、例外的なものです。**

雪処理作業という点、屋根の雪下ろしを想像しがちですが、このような危険な場所はボランティアには向きであり、依頼されないことが多いです。人口減少、高齢化が進行する地域では、担い手不足が大きな問題となっているものの、安易に、防災ボランティア活動として、危険が伴う雪処理作業が行われるべきではありません。

「補足2」を読む場合、必ず、**まずは「本編」を、次に「補足1」を熟読・理解した上で**お読みください。

また、例外的に、防災ボランティア活動として雪処理作業を行う場合は、「本編」、「補足1」及び「補足2」全てを熟読・理解ください。

1. 雪処理作業(除雪や排雪など)

(1) 防災ボランティア活動としての雪処理作業について

- この「情報・ヒント集」では、安全が確保された環境での作業のみを対象としており、屋根の雪下ろし、軒先の除排雪など技能が必要な作業や危険を伴う作業は対象としていません。
- 例外的に活動として行われる雪処理作業としては、屋根の雪下ろしが終わった後の、安全な地点までの雪運びや雪片付けなどが想定されます。
- 作業に入る前に危険箇所を確認し、危険を回避する方法として目印(ポールなど)や見取図などを作成し、活動の参加者に周知することが考えられます。
- 雪処理作業には、常に屋根からの落雪や作業者の水路等への落下などが想定されます。時間管理や落雪の監視を行う「見張り役」を、作業範囲が見渡せ声が届く場所に置くこととよいでしょう。

- ・ 雪処理作業を行う際には、寒冷であることによる身体への影響に加えて、疾病や傷害が発生するリスクが高まります。気温や積雪の状態、個人の技能、健康状態などに留意しながら活動する必要があります。
- ・ 活動中におこる様々な事故から参加者を補償し、安心して活動を行うことができるように、事前にボランティア保険へ加入することを推奨します。加えて寒冷環境下においては、前にみたように、疾病が誘発されることも可能性が高まるため、生命保険への加入を推奨します（学生、未就労者などは、生命保険に加入してない場合があります）。

（２）除雪活動の身体的影響

寒冷環境に身体がさらされると、血管の収縮や血圧上昇など様々な身体的影響を受けます。さらに、除排雪活動は想像以上に重労働であり、汗をかいいた場合の対応など体温調節に十分留意する必要があります。

参考：寒冷環境下での作業における身体への影響を考慮した注意事項について

寒冷環境下で体を動かす場合（移動も含め）、下記の点に注意が必要となります。

〔作業前〕

- ・ 寒さは、血管を収縮させるので血圧が上がってしまいます。作業の前に、防寒着などを着用するなどして、できるだけ温度の変化が少なくような工夫をしましょう。また、マスクをするなど冷たい空気を吸い込むことがないように工夫をしましょう。
- ・ 起床してすぐに雪かきをするのは身体に良くありません。作業の前に体操をするなどして身体を慣らしてから行うようにしましょう。
- ・ 作業中は多量の汗をかくことがありますので、適宜、スポーツ飲料などを飲んで水分とミネラルを補給しておくことが重要

〔作業中〕

- ・ 湿った重い雪の雪かきは、大変な重労働です。特に力んだりすると血圧と脈拍が上がります。血圧が高い方や心臓が悪い方などは、無理な作業はしないようにしましょう。また、重い雪により足腰を痛めたりすることもあるので、足腰に負担にならないよう注意して作業をしましょう（正しい作業姿勢、腰痛予防ベルトの装着など）。
- ・ 身体に過大な負荷がかからないように、少なくとも1時間に15分程度は休憩をとりながら作業をしましょう。
- ・ 作業中は、多量の汗をかくことがありますので、体温の調節と水分管理に注意しましょう。

〔雪かき作業後〕

- ・ 作業が終わったたら、スポーツ飲料などを飲んで水分とミネラルを補給しましょう。身体的水分が少なく（脱水症状に）なると血液の流れが悪くなり、脳梗塞や心筋梗塞の原因となる場合があります。
- ・ 作業が終わったたら、すぐに汗を拭き取り、乾いた衣類に着替えましょう。汗に濡れた衣服を着たまましていると体温が奪われ、体調を崩す場合があります。

<http://info.pref.fukui.jp/kikitaisaku/touki051226-02.pdf> 等を参考に作成

1 ナトリウム、カリウムなど身体が必要とするイオン（電解質）。市販のスポーツドリンクやアルカリイオン飲料を数倍に薄めたものや、家庭等につくられるレモネードに塩少々をいれたものでも摂取できます。

○災害救助法施行令（抄）（昭和22年10月30日政令第225号）

第1条 災害救助法（昭和225年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

○災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令（抄）（平成12年3月31日厚生省令第86号）

第2条 令第1条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

○災害救助の運用と実務（抄）（平成18年版）

e. 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が判断基準の例として考えられる。

- (a) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大
- (b) 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
- (c) 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

この災害の事例としては、昭和60年1月及び昭和61年1月から2月にかけての豪雪、平成17年12月から2月にかけての豪雪（平成18年豪雪）がある。

17 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去（障害物の除去）

また、平年に比して異常豪雪で、積雪量が多く、もしくは短期間に集中的な降雪があり、除雪が追いつかず、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれ、又は交通途絶により平年であれば孤立したことの無い集落が孤立化した場合等多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合には、本法による救助も考えられるわけであるが、この場合、障害物の除去として除雪が実施されることになるが、この救助に当たっては、住家の半壊又は床上浸水に関係なく、次の各号に該当するか否かで検討することが考えられる。

- (ア) 平年の積雪量を相当上回る豪雪地域にある世帯
- (イ) 積雪のため住居の出入口が閉ざされているもの、又は屋根上の積雪のため住居が倒壊する危険がある等日常生活に著しい支障を及ぼしている世帯
- (ウ) 後述のエに掲げる被保護者、要保護者等経済的弱者であつて、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない世帯

なお、この場合にあつても、除雪の範囲は、あくまでも当面の日常生活を営むに支障がある障害を排除するために必要な最小限度の除雪を対象とすることが原則である。

空き家や倉庫等の現に住民が居住していない建物については、その管理者の責任において除雪を行うべきものであり除雪の対象にならないが、管理者が行方不明であつたり、管理者自らの資力では除雪を行うことができず、倒壊して隣接している住宅に被害が発生し、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある場合などには、空き家等についても法による除雪の対象とすることは可能である。

顕著な災害を起こした自然現象に対する 命名の考え方及び名称の付け方

豪雪

命名の考え方

1. 10 年から数十年に一度の豪雪（降雪・積雪）となった場合
2. 被害が顕著となった場合
3. 上記 1. 及び 2. の状況を検討して、命名する

名称の付け方

原則として冬期間全体を通した命名とする（必要であれば月を限定すること及び地域名を伏した名前とすること）

豪雨

命名の考え方

1. 顕著な被害（損壊家屋等 1,000 棟程度以上、浸水家屋 10,000 棟程度以上など）が起きた場合

名称の付け方

豪雨災害の場合は被害が広域にわたる場合が多いので、あらかじめ画一的に名称の付け方を定めることが難しいことから、被害の広がり等に応じてその都度適切に判断している

地震

命名の考え方

1. 地震の規模が大きい場合
一陸域：M7.0 以上（深さ 100km 以浅）かつ最大震度 5 弱以上
一海域：M7.5 以上（深さ 100km 以浅）、かつ、最大震度 5 弱以上または津波 2 m 以上
2. 顕著な被害（全壊 100 棟程度以上など）が起きた場合
3. 群発地震で被害が大きかった場合等

名称の付け方

原則として、「元号（西暦年）＋地震情報に用いる地域名＋地震」

参考

参考

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な運転資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期運転資金を日本政策金融公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの）
- ③ 認定就農者
- ④ 集落営農組織

(※) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害
- ② 法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
- ③ 原料・資材供給等の国際環境の変化（原油高騰や家畜飼料等の高騰による一時的な経営の悪化等）
- ④ 食の安全・安心への関心を背景とする風評被害（BSE、鳥インフルエンザ、O-157、ダイオキシン汚染等による価格下落、売上減少等）
- ⑤ 生産物の取引先や金融機関の破綻等（大手取引先の破綻による売掛金の回収不能等）

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600万円

- (3) 借入金利：借入期間に応じて、0.55～0.75%（平成23年11月18日現在）

- (4) 償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

□(株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）

□沖縄公庫（TEL:098-941-1840）

□最寄りの信用農協連合会 など

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

対策のポイント

異常な自然災害により被災した、農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。
なお、当該災害が政令で激甚災害に指定され、激甚災害法6条の措置が適用される場合は、補助率の引き上げが行われます。

（「農林水産業共同利用施設」について）

- ・ 農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設など
- ・ 地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）

政策目標

被災農林水産業者の持続的な経営の安定に寄与するための災害復旧制度の適切な運用

<内容>

1. 事業対象となる施設の所有者
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体
2. 助成対象
農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にあつては13万円）以上の災害復旧事業
3. 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激 甚 災 害	告 示 地 域 [※]	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

（※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域）

【参考】事業の根拠となる法律

- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

[担当課：経営局総務課（03-3502-6442（直））]

漁船損害等補償制度の概要

(根拠法：漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号））

1 漁船損害等補償制度の目的

漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんするための措置を定め、併せてこれらを補完する措置を講じ、もって漁業経営の安定に資する。

2 漁船保険等の種類

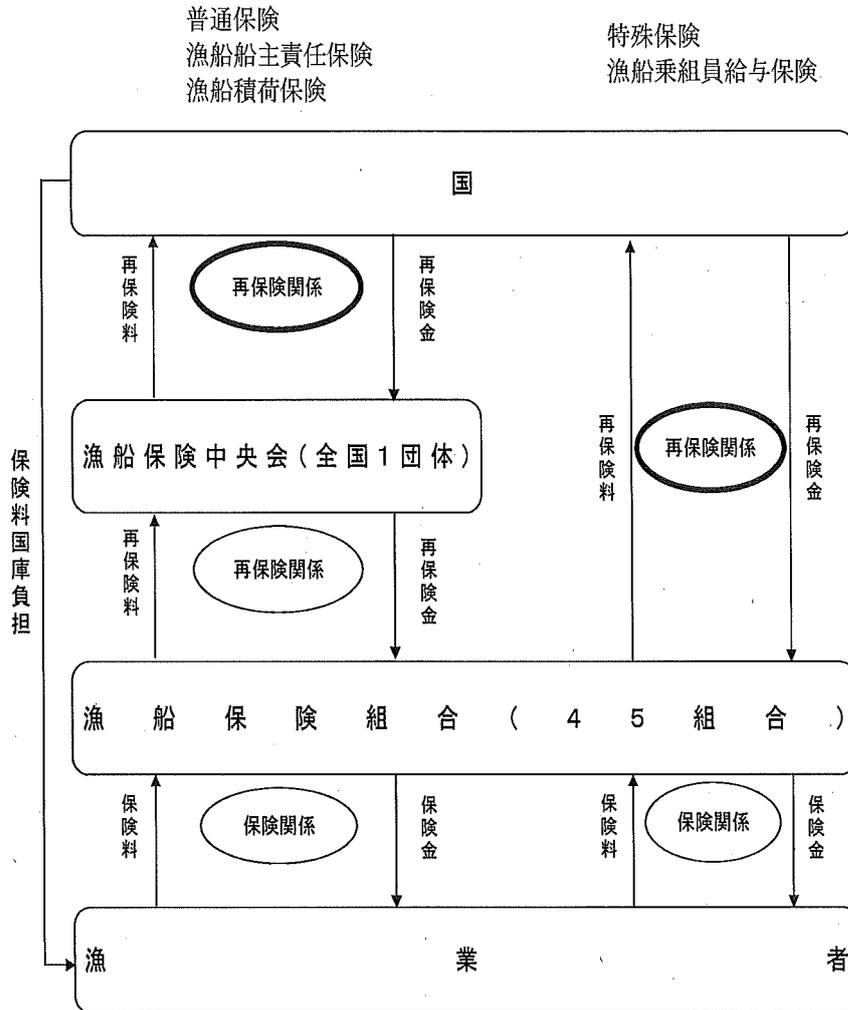
漁船損害等補償法に基づく保険

漁船保険	普通保険	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦争、変乱、襲撃、捕獲、だ捕及び抑留（以下「戦乱等」という。）によるものを除く。）により生じた損害を填補する。
		満期保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害を填補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。
		特殊保険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補する。
漁船船主責任保険			漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害（戦乱等によるものを除く。）を填補する。
		基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担、又は自己の賠償責任に基づく賠償
		人命損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡、行方不明又は後遺障害に対する労働協約等に基づく支払
		乗客損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担
漁船乗組船主保険			漁船の運航に伴って、乗組船主に死亡、行方不明又は後遺障害が生じた場合（戦乱等によるものを除く。）に一定の金額を支払う。
漁船積荷保険			漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害（戦乱等によるものを除く。）を填補する。
任意保険	（転載積荷保険）		漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する。
	（プレジャーボート責任保険）		スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴い、プレジャーボートの所有者等が負担する次の損害を填補する。 ① 漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害 ② 漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害

漁船乗組員給与保険法に基づく保険

漁船乗組員給与保険	乗組員が抑留された場合の給与の支払を保障するため、保険加入事業主の支払うべき給与に代えて保険金を支給する。
-----------	---

3. 制度の仕組み



注：普通保険の一部と漁船船主責任保険の一部は、政府再保険の対象外。

政府再保険の対象外である普通保険の一部と漁船船主責任保険の一部については、保険料の国庫負担はない。また、特殊保険と漁船乗組員給与保険についても、保険料の国庫負担はない。

保険金のお支払い

お支払いの内容は、例えば・・・

(((全 損)))

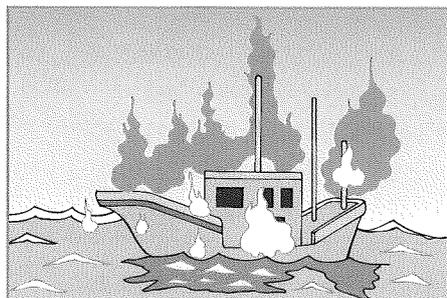
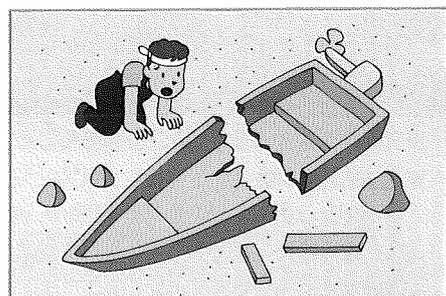
ご契約いただいた保険金額の全額を保険金としてお支払いします。

1. 確定全損

- 漁船が壊滅する等の大損害を受けて、原型をとどめ得ない状態になったとき
- 漁船を原型に復旧することが不可能なまでに船体の要素的部分に損害を受けたとき
- 漁船が遭難した場合において、これを救助することが技術的に不可能な状態になったとき

2. 推定全損

- 漁船が沈没し、容易に引き揚げることができないとき
 - 漁船の行方が30日間知れなかったとき
 - 漁船が修繕できなくなったとき
- 救助費の額若しくは修繕費の額又はこれらの合算額が保険価額を超える場合、これを経済全損といいます。



(((分 損)))

ご契約いただいた保険金額を限度として、損害額に保険金額／保険価額(この率を付保率といいます。)を乗じて得た金額を保険金としてお支払いします。

- 船体、機関、総合加工設備及び漁ろう設備について不慮の事故によって生じた損害
- 時期的に脱着する漁ろう設備、漁獲物の保蔵設備、電気設備、電波設備、救命設備(船体の固定位置に備え付けられていたものに限る。)、いかり、びょう鎖、航海用具(船体の固定位置に備え付けられていたものに限る。)並びに機関備品について沈没、座礁、衝突、火災、爆発、高圧ガスの噴出、盗難、異常な浸水、異常な風浪及び落雷によって生じた損害

注) お支払いできない損害例

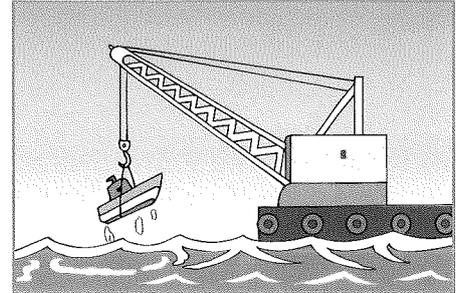
- 自然損耗による損害
- 移動物・私物・漁具の損害
- 暴露部に設置された防水仕様でない機器の損害



(((救助費)))

漁船に保険事故が発生した場合又は保険事故の発生の原因と通常考えられる事故（例えば推進器にロープ等が絡み付いて航行不能となった場合など）が発生した場合に、ご契約いただいた保険金額を限度として、次のような費用に付保率を乗じて得た金額を保険金としてお支払いします。

- 事故漁船を自ら又は他の船舶によって最寄りの安全停泊港まで回航、曳航し又は護衛するのに要した費用
- 救助者に対する報酬
- その他次のような損害の防止及び軽減のため必要又は有益であった費用若しくは損害
 - 救助のために要した資材の損害額、応急の措置のために要した費用
 - 第三者の不法行為によって受けた損害について、損害賠償請求に係る争いを訴訟等に付した場合の訴訟費用、仲裁費用、示談費用又は海難審判費用 等



漁具の損害(特約)

漁具は、その属する漁船とともに全損となった場合に限り、その損害につき保険金をお支払いします。なお、漁具単独の損害はお支払いの対象となりませんので、ご注意ください。

普通保険で保険金を全くお支払いできない場合

- 組員若しくは被保険者の故意又は重大な過失
- 船長その他漁船を指揮する者の故意
- 漁船が法令に違反して使用されたために法令に基づく処分として、又は当該処分によって生じた事故と認めた場合

普通保険で保険金の全部又は一部がお支払いできないことがある場合

- 法令に違反して運航し、又は操業した場合に事故が生じたとき
 - 事故の通知を著しく遅滞したため損害の状況の認定が困難となったとき
 - 保険金の支払請求につき、故意又は重大な過失により重要な事実を告げなかったり虚偽の事実を告げたとき
 - 漁船の管理方法等に関して漁船保険組合の調査を拒んだり、その指示に従わなかったとき
 - 漁船又はその運航につき通常行すべき管理その他損害の防止及び軽減を怠ったとき
 - あらかじめ通知しなければならない事項についてその義務を怠り、又はこの事項に関連した漁船保険組合の指示に従わなかったとき
 - 保険料を分割する場合に、正当な理由がないのに2回目以降の支払いを遅滞したとき
 - 自然損耗による損害があったとき
- ※ 小損害に対する免責があります。

漁船保険組合が認めた分損又は救助費の額に付保率を乗じて得た額を「てん補すべき額」といいます。分損の額が10,000円に満たないとき、又はてん補すべき額が3,000円に満たないときは、保険金はお支払いできません。又、救助費については、てん補すべき額が3,000円に満たないときは、保険金はお支払いできません。

事故が起きたときの対応は・・・

最寄りの海上保安部や漁業協同組合へ通報して、人命の安全確保を第一に考え行動してください。

又、速やかにご加入いただいている漁船保険組合へ次のような事故の状況等をご一報ください。漁船保険組合の担当者は事故処理の経験が豊富です。よくご相談のうえ、担当者の指示があればそれに従ってください。

- 船名 ● 事故発生の日時 ● 事故発生の場所 ● 事故発生の原因
- 損害の状況 ● おおよその損害額
- 乗組員の安否 ● 救助の必要性 等

状況によっては、漁船保険組合が、鑑定人や弁護士等の紹介など適切な手立てを講じるためのお手伝いをさせていただきます。



漁業共済制度の概要

漁業災害補償制度は、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補てんすることにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的としており、その他の諸施策とあいまって漁業経営の安定と発展を図るうえで大きな役割を果たしている。

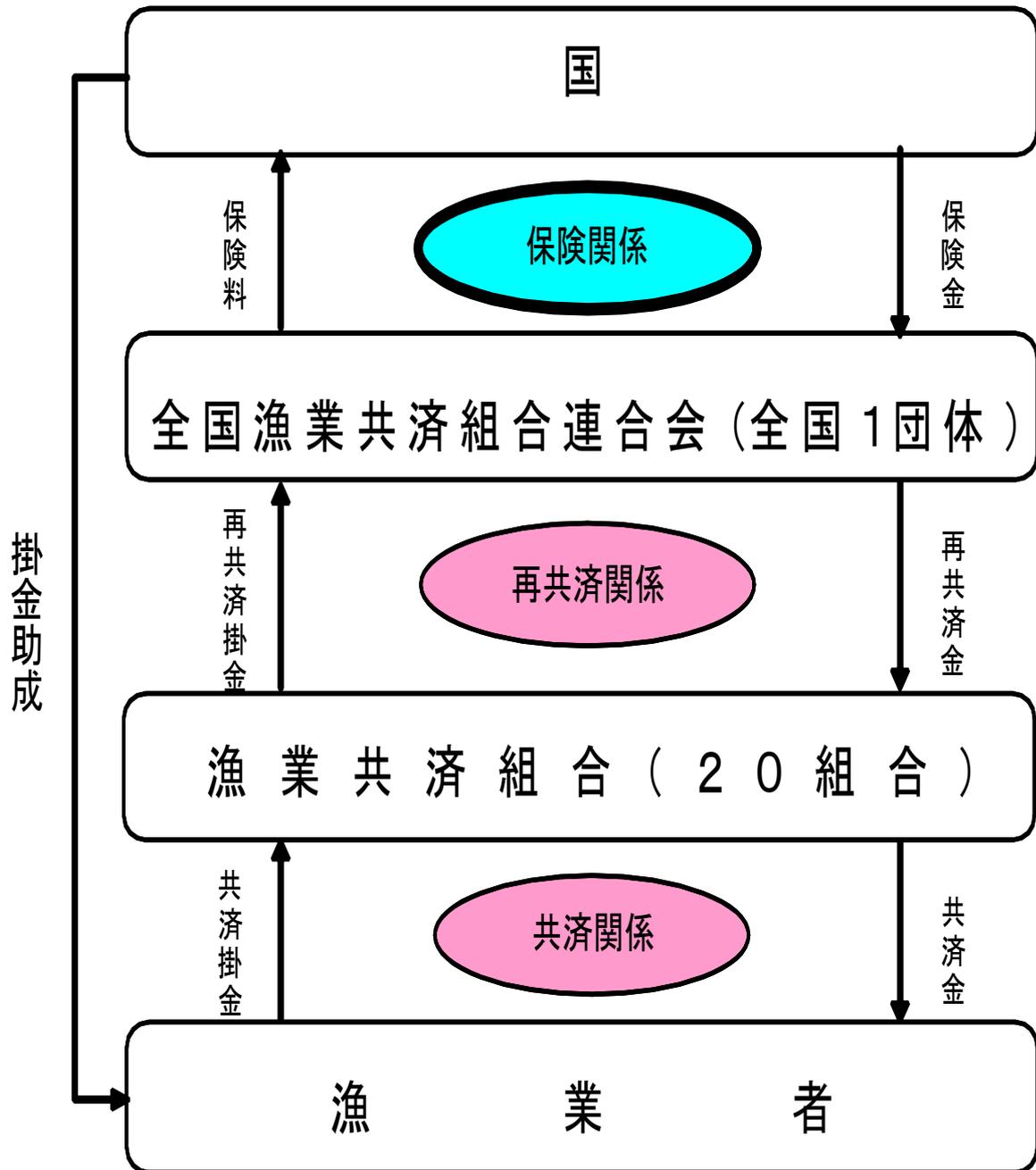
漁獲共済	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少（PQの減）による損失（操業経費相当分の一部）を補償 <p style="text-align: right;">【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】</p>
養殖共済	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等（Qの減）による損害（養殖経費相当分の一部）を補償 <p style="text-align: right;">【物損保険方式】</p>
特定養殖共済	のりやほたて等の特定の藻類・貝類養殖業を対象とし、品質低下等を原因とする生産金額の減少（PQの減）による損失（養殖経費相当分の一部）を補償 ※ 人為的要因による減収を排除するため、生産数量が一定量に達しない場合に限る。 <p style="text-align: right;">【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】</p>
漁業施設共済	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償 <p style="text-align: right;">【物損保険方式】</p>

※ このほか、各漁業共済組合が独自に行うことができる地域共済がある（政府保険の対象外）。

※ 「**収穫高保険方式**」…被共済者の共済責任期間中の生産金額（PQ）が、過去の生産実績等をもとに定められる補償水準に達しない場合に、減収分のうち経費相当分の一部を補償する保険方式（価格下落による損失も補償対象）

※ 「**物損保険方式**」……被共済者が損害を被った数量（Q）に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

制度の仕組み



漁業近代化資金の概要

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

1 貸付資金の種類

- ① 漁船の改造・建造又は取得に要するもの。
- ② 漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。

2 借受資格者

- ① 漁業・水産加工業を営む個人
- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業・水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）
- ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
- ⑤ 漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会 等

3 貸付条件

	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	融資率
漁船漁業者 (20t未満) (20t以上)	1.30% 1.30%	9千万円 3億6千万円	1号/漁船:15年(3年) 2号/施設:15年(3年) 3号/機具:7年(2年) 4号/漁具:5年(2年) 5号/種苗:5年(2年) 6号/漁村施設:20年(3年) 7号/特認:15年(3年)	原則 80%
養殖業者(個人) (法人)	1.30% 1.30%	9千万円 1億8千万円		
水産加工業者	1.30%	9千万円		
複合経営	1.30%	1億5千万円		
漁協等	1.30%	12億円		

(※23.11.18現在)

4 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、信用水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫

(参考) 小型漁船に対する激甚災害の措置関係条項等

◎激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）

（共同利用小型漁船の建造費の補助）

- 第十一条** 国は、激甚災害に係る小型漁船の被害が著しい政令で定める都道府県が、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。
- 2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で激甚災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）を激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年十月十日政令第四百三号）

（共同利用小型漁船の建造費の補助の対象となる都道府県等）

- 第二十三条** 法第十一条第一項の政令で定める都道府県は、次の各号の要件のすべてをみたすものとして農林水産大臣が指定する都道府県とする。
- 一 激甚災害を受けた第三項に規定する小型漁船（沈没し、若しくは滅失し、又は第四項に規定する著しい被害を受けたものに限る。以下この条において「被害小型漁船」という。）で、当該激甚災害を受けた際に、その都道府県の区域内に住所を有する漁業者が所有し、かつ、その営む漁業の用に供していたものの隻数が百隻をこえること。
 - 二 その都道府県の区域の一部をその地区とする漁業協同組合の総数に対するその都道府県の区域の一部をその地区とする被害漁業協同組合（その組合員につきその組合員が当該激甚災害を受けた際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた被害小型漁船（以下この条において「組合員所有被害小型漁船」という。）がある漁業協同組合をいう。）の数の割合が百分の十をこえること。
- 2 法第十一条第二項の政令で定める要件に該当する漁業協同組合は、組合員所有被害小型漁船の隻数が十隻をこえる漁業協同組合又はその組合員が激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた次項に規定する小型漁船の総隻数に対する組合員所有被害小型漁船の隻数の割合が百分の二十をこえる漁業協同組合とする。
- 3 法第十一条第二項の政令で定める小型漁船は、無動力漁船及び総トン数五トン以下の動力漁船とする。
- 4 法第十一条第二項の政令で定める著しい被害は、修繕することができないか、又は修繕することが著しく困難な程度の損壊とする。
- 5 法第十一条第二項の小型の漁船を建造するために要する経費は、同項に規定する漁業協同組合が組合員所有被害小型漁船の隻数及び合計総トン数の範囲内における隻数及び合計計画総トン数の小型の漁船を建造するために要する経費に限るものとする。

●激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

大雪・波浪等による漁船被害状況

(平成23年1月31日現在、速報値)

単位: 隻

	転覆・損壊等	激甚政令第23条 対象被害漁船
鳥取県	142	1
島根県	171	0
北海道	4	0
青森県	22	0
岩手県	53	5
宮城県	15	7
計	407	13

激甚災害法第11条のこれまでの適用状況

昭和37年に激甚災害法が制定されてから、これまでに同法第11条（共同利用小型漁船の建造費の補助）が適用された事例は過去6回に及んでいる。

	昭和39年9月台風20号災害	昭和43年5月十勝沖地震災害	昭和45年1月暴風雨災害	昭和45年8月台風9、10号災害	平成5年7月北海道南西沖地震災害	平成23年3月東日本大震災
被害漁船	2,040隻(うち小型漁船821隻)	1,342隻(うち小型漁船455隻)	1,973隻(うち小型漁船594隻)	5,766隻(うち小型漁船1,687隻)	1,729隻(うち小型漁船1,584隻)	25,014隻(暫定値)
補助対象県	愛媛県、高知県、鹿児島県	岩手県	北海道	高知県	北海道	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県
補助対象漁協数 (実績)	17組合	11組合	1組合	2組合	4組合	
補助対象漁船隻数 (実績)	123隻	247隻	32隻	25隻	333隻	
予算措置	13,649千円	8,257千円	5,856千円	8,716千円	332,393千円	12,016,000千円